

資 料 編

改正生活困窮者自立支援法等の 実施状況に関するアンケート調査票

【都道府県】

【本調査の目的】

2018年6月に生活困窮者自立支援法が改正・公布され、同年10月1日付、翌年2019年4月1日付の2段階に分けて施行が行われました。本調査研究では、1)改正された生活困窮者自立支援制度の進捗状況を定量的に把握するとともに、2)今後の2つの任意事業(就労準備支援事業、家計改善支援事業)の実施に向けた基礎データをを得ることを目的としています。

【アンケート調査票をご回答いただくにあたって】

- ・本アンケートは統計的に処理いたします。ご回答いただいた内容を個別に公表することはありません。
- ・特に断りのない場合は、**令和2年10月1日時点**での回答をお願いします。
- ・記入の済んだ調査票については、**12月21日(月)まで**に、同封している返信用封筒にてご返送頂くか、下記「調査票の提出先」までFAXにてご返信ください。

【調査票をダウンロードしてメールにて送付することも可能です】

- ・ご郵送した調査票(アンケート用紙)は、当会ホームページよりダウンロード可能です。下記、当会のホームページにアクセスのうえ、パスワードをご入力ください。ダウンロードした調査票ファイルは、プリントアウトして郵送・FAX、または、下記「調査票に関するお問い合わせ先」に記載したメールアドレス (sei@hit-north.or.jp) 宛にファイルを添付してご返送ください。

一般社団法人北海道総合研究調査会 (HIT) ホームページ	http://www.hit-north.or.jp/
調査票ダウンロード用パスワード	fukushi

【調査に関するお問い合わせ先】

- ・在宅勤務等で職員が不在な場合もあるため、お急ぎではない場合は「sei@hit-north.or.jp」へ、メールでお問い合わせください。

【調査票の提出先】

一般社団法人北海道総合研究調査会 (HIT) 担当：西口、井芹、切通
〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館3階
TEL：011-222-3669 FAX：011-222-4106

※ご記入ください。

都道府県名	
担当部署名	担当者名
電話番号	FAX
E-mail	

アンケート調査票の構成について

本アンケート調査票は、以下の構成になっています。

- 鳥根県と広島県におかれましては、P44「広域行政としての都道府県内自治体への支援に関すること」の設問にお答えください。(※「福祉事務所設置自治体としての取組状況に関すること」(P4～42)はご記入いただかなくて結構です)
- 「福祉事務所設置自治体としての取組状況に関すること」のI～VIのうち、「IV. 就労準備支援事業の実施に向けた取組状況」、「V. 家計改善支援事業の実施に向けた取組状況」では、それぞれの任意事業を実施している自治体・実施していない自治体とで回答する設問が分かれます。各章の設問文中で注釈が出てきた場合、その注釈や指示に従ってご回答ください。

アンケート調査票の構成

福祉事務所設置自治体としての取組状況に関すること

P 4～	I. 基本情報
P 6～	II. 法改正事項の取組状況
P 25～	III. その他関連事業等の取組状況
P 27～	IV. 就労準備支援事業の実施に向けた取組状況 <small>※労働自治体と未実施自治体で設問が異なります</small>
P 33～	V. 家計改善支援事業の実施に向けた取組状況 <small>※実施自治体と未実施自治体で設問が異なります</small>
P 39～	VI. 新型コロナウイルス感染症の影響について
P 41～	VII. 福祉事務所を設置していない町村による相談の実施状況

広域行政としての都道府県内自治体への支援に関すること

P 44 広域行政としての都道府県内自治体への支援に関すること

I. 基本情報

1. 自立相談支援事業の実施状況

運営方法別の自立相談支援機関の箇所数を記入してください。また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけ、併せて委託先の調達方法について選択肢よりあてはまるものに○をつけてください。

※なお、本アンケートによる「直営+委託」とは、直営と委託先とが連携して事業を展開する運営方法のことを指しています。(次頁以降、同様)

運営方法	箇所数
直 営	カ所
委 託	カ所
直営+委託	カ所
合 計	カ所

委託先 (あてはまるもの全てに○)
1. 社会福祉法人 (社協以外)
2. 社会福祉協議会
3. 医療法人
4. 社団法人・財団法人
5. 株式会社等
6. NPO法人
7. 生協等協同組合
8. その他 ()
委託先の調達方法 (あてはまるもの全てに○)
1. 一般競争入札 (価格のみ)
2. 一般競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価)
3. 指名競争入札 (価格のみ)
4. 指名競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価)
5. 随意契約 (企画提案なし)
6. 随意契約 (企画提案あり)

福祉事務所設置自治体としての取組状況に関すること

2. 任意事業等の実施状況

実施している任意事業等すべてに○をつけ、その運営方法としてあてはまるもの全てに○をつけてください。また、実施している事業の「運営方法」が委託、直営+委託の場合は、併せて調達方法について選択肢よりあてはまるものに○をつけてください。

実施事業に○	運営方法 (実施している場合)	委託先の調達方法 (「2. 委託」「3. 直営+委託」の場合)
1. 就労準備支援事業	1. 直営 2. 委託 3. 直営+委託	1. 一般競争入札 (価格のみ) 2. 一般競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 3. 指名競争入札 (価格のみ) 4. 指名競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 5. 随意契約 (企画提案なし) 6. 随意契約 (企画提案あり)
2. 一時生活支援事業	1. 直営 2. 委託 3. 直営+委託	1. 一般競争入札 (価格のみ) 2. 一般競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 3. 指名競争入札 (価格のみ) 4. 指名競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 5. 随意契約 (企画提案なし) 6. 随意契約 (企画提案あり)
3. 家計改善支援事業	1. 直営 2. 委託 3. 直営+委託	1. 一般競争入札 (価格のみ) 2. 一般競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 3. 指名競争入札 (価格のみ) 4. 指名競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 5. 随意契約 (企画提案なし) 6. 随意契約 (企画提案あり)
4. 子どもの学習・生活支援事業	1. 直営 2. 委託 3. 直営+委託	1. 一般競争入札 (価格のみ) 2. 一般競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 3. 指名競争入札 (価格のみ) 4. 指名競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 5. 随意契約 (企画提案なし) 6. 随意契約 (企画提案あり)
5. 被保護者就労準備支援事業	1. 直営 2. 委託 3. 直営+委託	1. 一般競争入札 (価格のみ) 2. 一般競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 3. 指名競争入札 (価格のみ) 4. 指名競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 5. 随意契約 (企画提案なし) 6. 随意契約 (企画提案あり)
6. 被保護者家計改善支援事業	1. 直営 2. 委託 3. 直営+委託	1. 一般競争入札 (価格のみ) 2. 一般競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 3. 指名競争入札 (価格のみ) 4. 指名競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 5. 随意契約 (企画提案なし) 6. 随意契約 (企画提案あり)

II. 法改正事項の取組状況

1. 基本理念・定義の明確化について

(1) 基本理念及び生活困窮者の定義

改正された生活困窮者自立支援法（以下「改正法」）により、基本理念及び生活困窮者の定義の明確化が図られ、法の対象者については「就労の状況、心身の状況、地域の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなると、生活困窮に至る背景事情が明示されました（法第3条関係）。

こうした基本理念や生活困窮者の定義の明確化を受け、貴自治体における次のような取組の実施状況としてあてはまるものに○をつけてください。

	1. 法改正以前から取り組んでいた（取り組んでいる）	2. 法改正後あらためて取り組んだ（取り組んでいる）	3. 法改正前後とも取り組んでいない
①対象者を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査	1	2	3
②法に基づく支援（制度）の周知・広報活動	1	2	3
③生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための関係機関との連携強化に向けた取組	1	2	3
④その他（ ）	1	2	3

(2) 法改正の前と後とでは、自立相談支援機関等における相談件数や、相談者の属性等に変化があったと感じますか。

相談件数 (1つだけ○)	1. 増えたように感じる	2. 減ったように感じる	3. 変化はない
相談者の属性等 (あてはまるもの全て○)	1. これまで自立相談支援機関等にながらなかつた対象者がつながるようになった 2. 縦割りの制度で対応できない複合的な課題を抱える人が対象として広がった 3. 生活困窮に至る比較的早期の段階で対象者を把握できるようになった 4. その他（ ） 5. 変化はない		

2. 自立相談支援事業等の利用動向について

(1) 自立相談支援事業等の「利用動向」の努力義務の創設に係る対応状況

改正法において、事業実施自治体の各部局（福祉、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の「利用動向」を行うことが努力義務とされました（第8条関係）。貴自治体内において、「利用動向」に向けた関係部局との連携強化のための取組について、実施していますか。法改正（平成30年10月1日施行）の前と後のそれぞれで、実施している項目について○をつけてください。（あてはまるもの全てに○）

項目	法改正前 H30.10.1以前	法改正後 H30.10.1以降
1 関係部局に対し制度（法改正）の趣旨や概要等を個別に説明・紹介依頼		
2 関係部局に対し、定期的な会議・連絡会・研修などにおいて、制度（法改正）の趣旨や概要等を紹介・情報提供		
3 対応マニュアルや手引き、円滑なつながりを実現するためのシート等の作成・配布		
4 その他（ ）		
5 特に実施していない		

(2) 関係部局等との連携状況

① これまで実際に自立相談支援事業等の利用につながった実績のある管轄町村の各関係部局等について、法改正の前と後のそれぞれで○をつけてください。（あてはまるもの全てに○）

	法改正前 H30.10.1以前	法改正後 H30.10.1以降	法改正前 H30.10.1以前	法改正後 H30.10.1以降
1. 生活保護			18. 学校（幼稚園、小中学校、高校等）	
2. 高齢者福祉			19. 姉妹姉妹ネットワーク	
3. 障害者福祉			20. DV関係	
4. 児童福祉			21. 社会福祉協議会	
5. ひとり親			22. 民生委員	
6. 保健			23. 自治会	
7. 年金			24. 電気・ガス等ライフライン事業者	
8. 国保			25. いまこも地域センター	
9. 市町村税			26. よりそいホットライン	
10. 市町村営住宅			27. 弁護士・司法書士等法律関係者	
11. 消防			28. 消費生活センター	
12. 教育委員会			29. 警察	
13. 水道			30. 地域定着支援センター	
14. ハローワーク			31. 病院関係者	
15. 年金事務所			32. 住まい支援関係者	
16. 都道府県営住宅			33. シルバー人材センター	
17. 児童相談所			34. 保育所等子育て関係事業者	

※管内一部でも実績があれば、○をつけてください。

② 上記①で回答した中において、特に支援対象者に関する情報を把握し、自立相談支援事業等の利用につながった実績が多い関係部局を3つまでお答えください（①で○をつけた番号を記入）。

また、利用につながる具体的な場面や効果的な連携手法等があればご記入ください。

利用につながる実績の多い関係部局			
具体的な場面や効果的な連携手法（自由回答）			

(8)「支援会議」の構成員(予定を含む)としてあてはまるもの全てを選んでください。

※貴自治体内に「支援会議」が複数設置されている場合には、いずれか1つにでも含まれている機関を全て選んでください。

【行政関係】	
1. 生活保護・福祉事務所	16. 教育委員会
2. 高齢者福祉	17. 消防
3. 障害者福祉	18. 地域包括支援センター
4. 地域福祉	19. 障害者就業・生活支援センター
5. 雇用・産業	20. 児童相談所・児童家庭支援センター
6. 児童福祉	21. 地域子育て支援センター
7. ひとり親	22. 保健所・保健センター
8. 国民健康保険	23. 婦人相談所・配偶者暴力相談センター
9. 年金	24. ハローワーク・マザーズハローワーク
10. 国保	25. 地域若者サポートステーション
11. 市町村税	26. 職業訓練機関
12. 市町村営住宅	27. 消費生活センター
13. 都道府県営住宅	28. 警察
14. 水道	29. 年金事務所
15. 自殺対策担当	30. その他()
【行政以外の関係機関】	
31. 社会福祉協議会	44. 民生委員・児童委員
32. 社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	45. NPO法人・ボランティア団体
33. 法テラス・弁護士(会)・司法書士会	46. 経済団体(商工会議所や事業協同組合等)
34. 消費者保護団体	47. 生活協同組合
35. 医師会	48. 農業者・農業団体
36. 医療機関	49. 民間企業
37. 更生保護施設等自立支援機関	50. 町内会・自治会、福祉委員
38. 保育所・幼稚園	51. その他の地域住民
39. 小学校	52. 電気・ガス等の供給事業者
40. 中学校	53. 介護サービス事業者
41. 高等学校	54. 新聞配達所
42. その他の学校・大学等	55. 郵便局
43. 教育支援関係者・団体	56. その他()
【生活困窮者自立支援制度に係る任意事業実施機関】	
57. 就労準備支援事業実施機関	60. 一時生活支援事業(居宅支援含む)実施機関
58. 家計改善支援事業実施機関	61. 子どもの学習・生活支援事業実施機関
59. 認定就労訓練事業実施機関	62. その他の自治体独自事業実施機関

(9)「支援会議」の開催により、どのような効果が見込んでいるか。あてはまるもの全てを選んでください。

1. 支援につなげていない生活困窮者(世帯)等を早期に把握することができた
2. 生活困窮者(世帯)等に対して、迅速に支援を開始することができた
3. 改正法が示す基本理念や定義の明確化について理解が深まった
4. 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られた
5. 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等での役割分担がしやすくなった
6. 関係機関等が関わり、見守りや継続的支援の体制が構築できた
7. 雇用・産業分野との関わりが深まった
8. メンタルヘルス等の保健医療分野との関わりが深まった
9. 住民の地域福祉に関わることへの意欲が向上した
10. その他()

(10)「支援会議」における情報共有や運営上の課題としてどのようなことがありますか。具体的に記入してください。

--

<P9 (1) ①「支援会議」の設置有無について「3. なし」と回答した方にかかっています>

(11)「支援会議」を設置しない理由について教えてください(あてはまるもの1つに○)。

1. 必要性を感じない
2. 必要性は感じるが、どのように設置すればよいかわからない
3. 必要性は感じ、かつ、設置プロセスも理解はしているが、人員不足等により設置に向けた取組ができていない
4. その他()

4. 「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況について

(1) 事業の実施状況

生活困難者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況についてあてはまるもの1つを選んでください。また、「1. 実施している」場合は、事業開始年度をご記入ください。

実施状況	事業開始時期
1. 実施している	(平成 ・ 令和) _____ 年度から
2. 実施していない	▶P16 (4) へ
3. 未定	▶P16 (4) へ

※管内一部でも実施している場合は、「1. 実施している」に○をつけてください。

※管内複数箇所でも実施している場合は、「事業開始時期」には1番初めにスタートした年度をお答えください。

<以下(1)①～(3)は、上記(1)で「1. 実施している」と回答した方にかがいます>

①実施している事業

貴自治体での「子どもの学習・生活支援事業」の実施内容について教えてください(あてはまるもの1つに○)。なお、「学習支援」とは日々の学習習慣の習慣づけや授業等のフォローアップ等、学習の援助を行う事業のこと、「生活支援」とは生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労(進路選択等)に関する情報提供や助言を行う事業のことを指します。

※管内一部でも実施していれば、「実施している」に○をつけてください。

1. 「学習支援」のみ実施している
2. 「学習支援」「生活支援」ともに実施している

②「学習支援」の運営形態を教えてください(あてはまるもの全てに○)。

また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけてください。

運営形態	「学習支援」の委託先(あてはまるもの全てに○)
1. 直営	ア. 社会福祉法人(社協以外)
2. 委託	イ. 社会福祉協議会
	ウ. 医療法人
3. 直営+委託	エ. 社団法人・財団法人
	オ. 株式会社等
	カ. NPO法人
	キ. 生協等協同組合
	ク. その他()

③前頁①で、「2. 「学習支援」「生活支援」ともに実施している」と回答した場合、「生活支援」の運営形態を教えてください(あてはまるもの全てに○)。

また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけ、「学習支援と異なる委託先」に委託している場合は、「生活支援」の委託先及び委託先を分けた理由・狙いについて教えてください。

運営形態	「生活支援」の委託先(あてはまるもの全てに○)
1. 直営	ア. 社会福祉法人(社協以外)
2. 委託	イ. 社会福祉協議会
3. 直営+委託	ウ. 医療法人
	エ. 社団法人・財団法人
	オ. 株式会社等
	カ. NPO法人
	キ. 生協等協同組合
	ク. その他()

委託先(あてはまるもの全てに○)
1. 「学習支援」と同じ委託先である
2. 「学習支援」と異なる委託先である

※「学習支援」と異なる委託先に委託している理由・狙いについて教えてください。(自由記入)

--

④貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の対象世帯を教えてください(あてはまるもの全てに○)

1. 生活保護受給世帯	4. 児童扶養手当全額受給世帯
2. 市町村民税非課税世帯	5. ひとり親世帯
3. 就学援助受給世帯	6. 1～5以外の世帯()

(2) 実施の事業内容

①具体的な支援内容を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

【主に子どもに対する取組】	【主に保護者に対する取組】
<ol style="list-style-type: none"> 学習支援 居場所の提供・相談等(※1) 家庭訪問での相談支援・助言(※2) 体験活動・ボランティア活動等(※3) 企業見学・職業体験 大学等学校見学 高校生世代に対する支援(※4) 小学生や就学前児童に対する学習支援や生活習慣の改善等の支援 	<ol style="list-style-type: none"> 保護者向け相談会・講座・交流会の開催 電話やメールによる個別相談 家庭訪問による対面相談・助言 進学に必要な公的支援等の情報提供
【その他の取組】	
<ol style="list-style-type: none"> 上記1～12以外の取組(具体的に) 	

(※1) 日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供や相談支援等
 (※2) 学習教室を開かず、訪問で勉強のみ教えているものは除く。家庭訪問により、勉強を教えるだけでなく、個別の進路相談や学習教室への参加促進、日常生活習慣の形成、社会性の育成等の助言
 (※3) 居場所づくりの場における調理実習、キャンプでの集団生活や自炊体験、農業体験、スポーツレクリエーション、年中行事体験や福祉施設への訪問、地域行事やボランティア活動への参加等
 (※4) 高校生や高校中退者、中学敗卒者などの高校生世代に対して、学習面に加え、進路選択に関する相談支援などの社会面・生活面の向上のための支援

②事業を実施するにあたっての連携先(具体的に連携している又は連携できる体制をとれている機関)を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

<ol style="list-style-type: none"> 小学校・中学校 高等学校 教育委員会 行政機関(他部局、他部署) 児童相談所・児童家庭支援センター スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー 民生委員・児童委員 食料・教材等支援関係団体(フードバンク等) いわゆる「子ども食堂」 民間企業、商店街等 学習塾 その他()
--

③他の学習支援事業等との一体実施について教えてください。(あてはまるもの全てに○)

<ol style="list-style-type: none"> 「子どもの学習・生活支援事業」単独又は他の事業とは別々に実施している 「地域未来塾」と一体実施している 「ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業」と一体実施している その他の事業()と一体実施している

④子どもの事業参加にあたり、親の自立相談支援機関への相談(登録)を必須としていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 必須としている	2. 必須としていない
(3) 子どもの学習支援事業の強化(「子どもの学習・生活支援事業」)により、どのような効果がありましたか。(あてはまるもの全てに○)	<ol style="list-style-type: none"> 子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上等がみられるようになった 日常生活における挨拶や言葉遣い、ルールを守るなどの社会性の育成が図られた 居場所を通じて対象となる子ども・世帯の早期発見・早期支援につながった 居場所を通じて学習教室への参加が促進された 体験活動等を通じて利用者が以前よりも前向きに自分の将来をとらえるようになった 関係機関との連携により、多様な進路の選択に向けた助言を行えるようになった 地域企業との連携体制が構築できた 居場所を通じて定期面談等による細やかなフォローがなされ、高校中退防止につながった 親への養育支援等を通じた家庭全体への支援により、世帯の自立につながった その他() 効果は感じていない 「生活支援」に係る取組をまだ実施できていない

<以下は、すべての方がお答えください>

(4)「子どもの学習・生活支援事業」の実施にあたって課題となっていて、課題を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

<ol style="list-style-type: none"> 対象となる子ども自体が少ない 対象となり得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい 教育機関との連携体制を構築するのが難しい 子どもが事業に参加することについて保護者の理解や協力を得ることが難しい 委託先を確保するのが難しい 子どもや保護者と直接接する事業の担い手(支援員)の確保が難しい 活動場所の確保が難しい 活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい 事業の周知が難しい 実施するための財源の確保が難しい その他() 特に課題はない
--

5. 「地域居住支援事業」の実施状況について

(1) 事業の実施状況

①貴自治体では生活困窮者自立支援法の改正に伴い、一時生活支援事業を拡充して創設された「地域居住支援事業」を実施していますか。また、「1. 実施している」「2. 実施予定」の場合は、事業開始年度をご記入ください。

実施状況	事業開始時期 (予定を含む)
1. 実施している	(平成 ・ 令和) _____ 年度から
2. 実施予定	
3. 実施していない	→P18 (4) ~
4. 未定	→P18 (4) ~

※管内一部でも実施 (または予定) していれば、「1. 実施している」「2. 実施予定」に○をつけてください。
 ※管内複数箇所で実施している場合、「事業開始時期」には1番初めにスタートした年度をお答えください。

<以下 (1) ②~ (3) は、上記①で「1. 実施している」「2. 実施予定」と回答した方にかがいます>

②「地域居住支援事業」の運営形態を教えてください (あてはまるもの全てに○)。また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけ、「一時生活支援事業の実施主体でない他の法人」に委託している場合は、地域居住支援事業の委託先及び委託先を分けた理由・狙いについて教えてください。

※予定を含む

運営形態	一時生活支援事業の委託先 (あてはまるもの全てに○)
1. 直営	ア. 社会福祉法人 (社協以外)
2. 委託	イ. 社会福祉協議会
3. 直営+委託	ウ. 医療法人
	エ. 社団法人・財団法人
	オ. 株式会社等
	カ. NPO法人
	キ. 生協等協同組合
	ク. その他 ()

委託先 (あてはまるもの全てに○)	地域居住支援事業の委託先 (あてはまるもの全てに○)
1. 一時生活支援事業の実施主体と同じ法人	ア. 社会福祉法人 (社協以外)
2. 一時生活支援事業の実施主体でない他の法人	イ. 社会福祉協議会
	ウ. 医療法人
	エ. 社団法人・財団法人
	オ. 株式会社等
	カ. NPO法人
	キ. 生協等協同組合
	ク. その他 ()

※「一時生活支援事業の実施主体でない他の法人」に委託している理由・狙いについて教えてください。(自由記入)

(2) 実施の事業内容

①「地域居住支援事業」の想定している支援内容を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 入居にあたっての支援	4. 病院等の同行や他社会資源への仲介
2. 個別訪問等による見守りや生活支援	5. 交流会等による地域社会とのつながりの構築
3. 電話による日常生活に関する相談対応	6. その他 ()

②事業を実施するにあたっての連携先 (具体的に連携している又は連携できる体制をとれている機関) を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 市内の住宅部局	6. 旅館・ホテル
2. 居住支援協議会	7. 医療機関 (MSW等)
3. 居住支援法人	8. サロン・居場所等
4. 不動産業者	9. 地域住民
5. 大家	10. その他 ()

(3) 「地域居住支援事業」の実施により、どのような効果がありましたか。(あてはまるもの全てに○)

1. 利用者の社会的孤立状態を防ぐことができた	5. 事業を通じて地域の大家・不動産事業者の遊休資源の活用につながった
2. 利用者の就労に向けて効果的な支援ができた	6. 事業を通じてその他の地域の社会資源の活性化につながった
3. 利用者の近隣の住民等と助け合いの環境を整えることができた	7. その他 ()
4. 事業を通じて地域の支援団体とのネットワークが構築できた	8. 効果は感じていない

<以下は、すべての方がお答えください>

(4) 「地域居住支援事業」の実施にあたって課題となっていることを教えてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 対象となる利用者が少ない	6. 地域に保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件がない
2. (原則として) 「一時生活支援事業」を実施していないと「地域居住支援事業」の国庫補助が受けられない	7. 地域に民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等がない
3. 予算が少ない	8. 地域に緊急連絡先の代わりになりうる、見守り・安否確認サービスがない
4. 「地域居住支援事業」の想定している支援期間が短い	9. 地域に緊急連絡先 (宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等) との連携が取れていない
5. 地域住民を含めた見守りのネットワークが構築できていない	10. 居住支援関係機関 (宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等) との連携が取れていない
6. 利用者の社会的孤立状態を防げるかわからない	11. 他の関係する支援機関・団体と見守りのネットワークが構築できていない
7. 地域に保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件がない	12. その他 ()
8. 地域に民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等がない	13. 特に課題はない
9. 地域に緊急連絡先の代わりになりうる、見守り・安否確認サービスがない	
10. 居住支援関係機関 (宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等) との連携が取れていない	

6. 「認定就労訓練事業」の実施の更なる促進について

(1) 優先発注の状況

①貴自治体では認定就労訓練事業所の優先発注基準（※）がありますか。

(※) 随意契約の優先発注の相手先として、認定就労訓練事業所を対象とする基準を定めて公表（地方自治法施行規則第12条の2の3及び地方公営企業法施行規則第52条）している自治体

1. あり	2. なし	3. 作成中	4. 作成予定
-------	-------	--------	---------

②これまで認定就労訓練事業所から優先的に調達した実績がありますか。

1. あり	2. なし
-------	-------

↑【「1. あり」と回答した場合】契約の相手方（あてはまるもの全てに○）

1. 社会福祉法人	2. NPO法人	3. 障害者就労施設
4. その他（ ）		

↑【「1. あり」と回答した場合】優先発注の契約内容

	主な内容
物品	
役務	
工事	

(2) 認定就労訓練事業所からの優先的な調達を推進するための取組意向について教えてください。

主な内容	現在実施しているが、今後はやめたい	未定・わからない	今後もし実施する予定はない	現在実施していないが、今後実施予定がある	現在実施しており、今後もし実施したい	
	1	2	3	4	5	
①条例・規則の制定（対象に認定就労訓練事業所を追加）	1	2	3	4	5	5
②要綱・指針の策定	1	2	3	4	5	5
③一般競争入札（総合評価方式）における加点	1	2	3	4	5	5
④指名競争入札における優先指名	1	2	3	4	5	5
⑤随意契約における優先的な取扱い	1	2	3	4	5	5
⑥指定管理者の選定における優先的な取扱い	1	2	3	4	5	5
⑦上記③～⑥に係る企業への啓発や職場環境整備等の支援	1	2	3	4	5	5

①認定就労訓練事業所からの優先的な調達を推進するための取組として前頁（2）の①～⑦以外に実施もしくは検討していることがあれば、優先的に取り扱う可能性のある調達分野や業務内容等に係る考え方、具体的な内容について教えてください。（自由記入）

--

②認定就労訓練事業所からの受注の機会の増大を図る際の課題について教えてください。（あてはまるもの全てに○）

1. 調達における競争性・透明性ととのバランス
2. 調達物品等の品質
3. 調達先の数の不足
4. その他（ ）

(3) 認定就労訓練事業所数

①生活困窮者自立支援法の一部改正により、認定就労訓練事業所の認定に関する手続きの簡素化が図られました。貴自治体において、法改正後に認定件数や利用実績に変化はありましたか。（あてはまるもの1つに○）

認定件数	1. あまり変わらない	2. 変わらない	3. やや増えた	4. 増えた	5. わからない・実績なし
利用実績	1. あまり変わらない	2. 変わらない	3. やや増えた	4. 増えた	5. わからない・実績なし

②貴自治体では、認定就労訓練事業所の開拓を実施していますか。

1. 実施している	2. 実施していない
-----------	------------

↑認定就労訓練事業所の開拓の役割は主に誰が担っていますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 就労訓練アドバイザーや就労訓練事業所育成員
2. 自治体職員
3. 自立相談支援機関の委託先事業者
4. その他の事業の委託先事業者（具体的に：）
5. 連携している外部の専門家（具体的に：）
6. その他（ ）
7. そのような役割を担う人材はいない

③認定就労訓練事業所を開拓していく上で、どのような課題を感じていますか。(あてはまるもの全てに○)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定に当たった際のインセンティブを説明しづらい 2. 継続的に対象者をあっせんすることができない 3. 対象者と事業所をマッチングさせるノウハウが不足している 4. 企業開拓のノウハウや企業とのつながりが不足している 5. 事業所の開拓にかかる人的余裕がない 6. 事業所の開拓を行う専門人材がいらない・不足している 7. 就労訓練に際しての交通費の確保が難しい 8. その他 () 9. 特に課題はない
--

(4) その他の就労支援の取組状況について
貴自治体では生活困窮者に向けた職業紹介や求人開拓等の就労支援に関してどのような取組を行っていますか (あてはまるもの全てに○)。

<ol style="list-style-type: none"> 1. ハローワークと連携した取組を行っている (ふるさとハローワーク、ワンストップ窓口等) 2. 「無料職業紹介事業の活用」等、無料の職業紹介事業に取り組んでいる 3. 商工労働部局と連携した取組を行っている 4. 地域の商工会議所、業界団体と連携した取組を行っている 5. その他 () 6. 取り組んでいない
--

7. 高齢困窮者等への支援

(1) 高齢 (65 歳以上) の生活困窮者からの相談の状況
令和元年 4 月～令和 2 年 3 月の 1 年間の、自立相談支援機関における新規相談者やプラン作成対象者に占める高齢者の割合は、どの程度の割合ですか。

新規相談者に 占める高齢者の割合	_____ %程度
プラン作成対象者 に占める高齢者の割合	_____ %程度

(2) 高齢困窮者等に対する支援
貴自治体を実施する自立相談支援事業における支援や、他に活用・連携することができる高齢困窮者等に向けた支援策・支援メニュー等として、どのようなものがありますか。(あてはまるもの全てに○)

<p><主に对个人への支援></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種支援制度の申請援助 2. サロン等の居場所の紹介など孤立防止・社会参加に向けての支援 3. 消費生活部門や権利擁護事業等との連携による消費者被害への対応 (予防も含む) 4. 現役時代と異なる収入水準で生活していくための家計支援 5. 金銭管理等の支援が必要な場合の日常生活自立支援事業や成年後見制度との連携・つなぎ 6. 住宅関係部門や社会福祉法人等との連携による転居 (住み替え) 支援・生活支援等の取組 7. 介護保険制度による地域支援事業等 (高齢者の安心な住まいの確保に資する事業) との連携 8. ハローワークやシルバー人材センター等と連携した就労支援 <p><主に对地域への支援></p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 福祉部局や地域包括支援センターとの連携による早期把握・見守り等の支援体制の構築 10. 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制整備 (重層的支援体制整備事業、多機関による包括的支援体制構築事業等) を活用した地域とのつながり・ネットワークの整備 11. 生活支援コーディネーターとの連携による地域ネットワークの整備 12. 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス拡充の展開等と結び付けた社会参加の場や、就労・ボランティア等の高齢者の活躍の場の創出・活用 13. その他 () 14. 特になし

8. 人員の配置

(1) 支援員の配置状況

①改正法において、自立相談支援事業の適切な人員の配置に関する努力義務が示されました（第4条関係）。貴自治体では、自立相談支援事業の人員配置の状況についてどのようなようにお考えですか。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、住居確保給付金の支給対象の拡大等に伴う対応としても自立相談支援機関の体制強化が図られているため、「1）法改正の努力義務を受けて」と「2）コロナ禍に伴う対応強化に向けて」のそれぞれの状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1) 法改正の努力義務を受けて (あてはまるもの全てに○) (1つだけ○)	2) コロナ禍に伴う対応強化に向けて (1つだけ○)
1. 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を行った	1. 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を行った
2. 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を予定していた（している）	2. 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を予定していた（している）
3. 人員配置の充実が必要だが、増員等の予定はなかった（ない）	3. 人員配置の充実が必要だが、増員等の予定はなかった（ない）
4. 現在の人員配置で十分であり、増員等の必要性は感じていない	4. 現在の人員配置で十分であり、増員等の必要性は感じていない
5. 減員の見通しだった（見通しである）	5. 減員の見通しだった（見通しである）
6. わからない・未定	6. わからない・未定

②上記①で、1)と2)のいずれか（または両方）において「1. 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を行った」「2. 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を予定していた（している）」「3. 人員配置の充実が必要だが、増員等の予定はなかった（ない）」と回答した場合、その理由についてあてはまるもの全てに○をつけてください。

1) 法改正の努力義務を受けて (あてはまるもの全てに○)	2) コロナ禍に伴う対応強化に向けて (あてはまるもの全てに○)
1. 対象者が多く、十分な個別支援ができていない	1. 対象者が多く、十分な個別支援ができていない
2. 支援員の負担が過大となっている	2. 支援員の負担が過大となっている
3. 支援員の研修・教育体制が十分である	3. 支援員の研修・教育体制が十分である
4. 担当エリアが広い	4. 担当エリアが広い
5. 経験・スキルを有する支援員の配置が難しい	5. 経験・スキルを有する支援員の配置が難しい
6. 出口となる社会資源開発（雇用先、協力企業、地域の居場所等）が進まない	6. 出口となる社会資源開発（雇用先、協力企業、地域の居場所等）が進まない
7. 職員を募集しても集まらない	7. 職員を募集しても集まらない
8. その他（ ）	8. その他（ ）

③前頁①で、1)と2)のいずれか（または両方）において「4. 現在の人員配置で十分であり、増員の必要性は感じていない」「5. 減員の見通しだった（見通しである）」と回答した場合、その理由についてあてはまるもの全てに○をつけてください。

1) 法改正の努力義務を受けて (あてはまるもの全てに○)	2) コロナ禍に伴う対応強化に向けて (あてはまるもの全てに○)
1. 現在の状況で対応することができているため	1. 現在の状況で対応することができているため
2. 現在の状況で効果的な支援ができていないため	2. 現在の状況で効果的な支援ができていないため
3. 支援対象者が少ないため	3. 支援対象者が少ないため
4. 予算が不足しているため	4. 予算が不足しているため
5. その他（ ）	5. その他（ ）

(2) 適切な人員配置の促進のための取組

①貴自治体において、自立相談支援事業における人員配置の状況を評価するために取り組んでいることはありますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 「自己評価分析ツール」の活用
2. 支援実績等のデータを独自に分析
3. 自立相談支援機関へのヒアリング調査
4. 事業計画を策定し、その達成状況の評価指標として人員配置の状況を確認
5. その他（ ）
6. 特になし

②貴自治体において、自立相談支援事業の人員体制の充実やバックアップの体制づくり、支援実績の向上等のために取り組んでいることがあれば教えてください。（自由記入）

--

Ⅲ. その他関連事業等の取組状況

1. 支援実績等の分析・評価について

(1) 貴自治体では、自立相談支援事業の支援実績について分析し、それを事業運営の見直し・改善につなげる仕組みがありますか。(※ここで言う分析とは、例えば、「生活困窮者自立支援統計システム」データを活用するなどして、相談者の属性や支援の経過、事業効果等の情報を収集・整理・分析することなどを想定しています。)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 支援実績データの分析を行っていない 2. 支援実績データを分析しているが、事業運営の見直し・改善には反映できていない 3. 支援実績データを分析し、それを踏まえ事業運営の見直し・改善に反映している 4. わからない

※「2」または「3」(支援実績データを分析している)と回答した場合、自立相談支援事業の実施状況・達成状況等の評価に係る報告書を作成していますか。

<ol style="list-style-type: none"> 1. 毎年作成している 2. 毎年ではないが、作成したことがある 3. 作成したことはない 4. わからない

(2) 自立相談支援事業以外の各事業(任意事業)についても同様の分析を行っていますか。

<ol style="list-style-type: none"> 1. 自立相談支援事業以外の実施事業全てにおいて行っている 2. 自立相談支援事業以外の実施事業の一部において行っている 3. 自立相談支援事業以外の実施事業いずれにおいても行っていない

2. 「自治体・支援員向けコンサルティング事業」の実施状況について

(1) 昨年度より国の事業として、自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に対し、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行う、全国的なスキル向上を目的としたコンサルティングを行っています。

当該事業についてご存じですか。(あてはまるもの1つに○)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 知っており、すでに利用している 2. 知っており、利用を希望 3. 知っているが、利用する予定はない 4. 知らなかったが、利用してみたい 5. 知らなかったし、利用する予定もない 6. わからない

(2) 前頁(1)で自治体・支援員向けコンサルティング事業を「1. 知っており、すでに利用している」と回答した場合、利用した感想・ご意見等があればご記入ください。(自由記入)

--

(3) 前頁(1)で自治体・支援員向けコンサルティング事業を「2. 知っており、利用を希望」「4. 知らなかったが、利用してみたい」と回答した場合、どの事業についてコンサルティングを希望したいと考えていますか。(あてはまるもの全てに○)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 自立相談支援事業 2. 一時生活支援事業 3. 就労準備支援事業 4. 子どもの学習・生活支援事業 5. 家計改善支援事業
--

3. 「困窮者支援情報共有サイト」(みんなつながるネットワーク)について

(1) 全国の支援員や行政職員が互いに必要な情報を共有できる機会を設けることを目的とし、今年度より国の事業として「困窮者支援情報共有サイト(みんなつながるネットワーク)」を開設しました。

【ホームページ】<https://minna-tunagaru.jp/>

当該Webサイトについてご存じですか。(あてはまるもの1つに○)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 知っており、閲覧したことがある 2. 知っているが、閲覧したことはない 3. 知らなかった 4. わからない
--

(2) 上記(1)で「1. 知っており、閲覧したことがある」と回答した場合、「困窮者支援情報共有サイト(みんなつながるネットワーク)」でどんなことを調べましたか。(あてはまるもの全てに○)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 研修会やシンポジウム、イベント情報 2. 厚生労働省からの通知や事務連絡 3. 社会福祉推進事業の報告書 4. 手引書・支援ツール・教材等 5. 非公開部分(自治体ログイン) 6. その他()

(3) 当該サイトに関するご感想・ご意見等があればご記入ください。(自由記入)

--

※現在、就労準備支援事業を実施している自治体	→	p27「Ⅳ」1へ
※現在、就労準備支援事業を実施していない自治体	→	p29「Ⅳ」2へ

IV. 就労準備支援事業の実施に向けた取組状況

1. 就労準備支援事業を実施している自治体

※【現在、就労準備支援事業を実施している自治体】のみ回答

※【現在、就労準備支援事業を実施していない自治体】はp29「IV」2へ

(1) 基本情報

①就労準備支援事業の開始時期

(平成・令和) _____ 年度から

②運営方法と箇所数

運営方法別の就労準備支援事業所の箇所数を記入してください。また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけてください。

運営方法	箇所数	委託先 (あてはまるものすべてに○)
直営	カ所	1. 社会福祉法人 (社協以外) 2. 社会福祉協議会 3. 医療法人 4. 社団法人・財団法人 5. 株式会社等 6. NPO法人 7. 生協等協同組合 8. その他 ()
委託	カ所	
直営+委託	カ所	
合計	カ所	

③実施方法について教えてください。(あてはまるもの1つに○)

- 都道府県の福祉事務所圏域内で単独実施
- 都道府県の福祉事務所圏域外の自治体と共同実施
- その他 ()

④被保護者就労準備支援事業との一体的な実施をしていますか。(あてはまるもの1つに○)

※直営で同じ課で実施している場合や、同一法人に委託している場合には「1. している」を選択

- している
- していない

(2) 就労準備支援事業の実施効果

①事業開始当初から現在にかけて、就労準備支援事業の利用件数は増えましたか。

また、「1. 増えた」と回答した場合、利用が伸びる前後での取組内容の変化・工夫点などがあれば教えてください。

1. 増えた	2. 変わらない	3. 減った	4. わからない
利用が伸びる前後での取組内容の変化・工夫点など (自由記入)			

②就労準備支援事業を効果的に進めるためにどのようなことに取り組んでいますか。特に事業効果に繋がっている(つながった)取組を3つまで選んで○をつけてください。

- 就労体験の中での一括実施 (日常生活自立、社会生活自立、就業自立に向けた取組)
- 障害福祉サービスとのタイアップによる実施など他の地域資源の有効活用
- 庁内その他の関係部局との連携等による制度の利用勧奨・対象者の掘り起こし
- 家計改善支援や他の任意事業等との連携による対象者の掘り起こし
- 訪問支援による、早期からの個別支援の実施と対象者の掘り起こし
- 複数自治体による、協力事業所の相互利用
- 被保護者就労準備支援事業との一体実施
- 複数自治体による広域的な事業実施
- 自立相談支援事業による相談 (インターネット) の段階で就労準備支援事業の実施者も同席
- その他 ()

※現在、家計改善支援事業を実施している自治体	→	p33「V」1へ
※現在、家計改善支援事業を実施していない自治体	→	p35「V」2へ

2. 就労準備支援事業を実施していない自治体

※【現在、就労準備支援事業を実施していない自治体】のみ回答

(1) 就労準備支援事業実施の実施予定について

①今後、就労準備支援事業の実施予定はありますか。また、「1. ある」と回答した場合、事業の実施予定時期について教えてください。

1. ある	事業の実施予定時期（1つだけ○）		
2. ない	1. 令和2年度中	2. 令和3年度中	
3. 未定・わからない	3. 令和4年度中	4. 令和5年度以降	

②就労準備支援事業を実施していない理由についてお答えください。（あてはまるもの全てに○）
また、理由として選択した中で、**最も課題となっていること**を1つ選び、番号をご記入ください。

- 該当する相談者がいないから
- 予算を確保するのが難しいから
- 専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいらないから
- 委託先となる事業者がいらない・少ないから
- 協力してくれる企業や事業者がい少ない・少ないから
- 支援メニューをどのようなように構築すればいいかわからないから
- 自立相談支援事業で対応できているから
- 対象者を利用につなげること（対象者へのアプローチ）が難しいから
- 委託先となる事業者がい少ない・少ないから
- 複数領域を有し、調整が困難なため
- その他（ ）

最も課題となっていること
（上記で選択した番号の中から記入）

(2) 就労準備支援事業の利用ニーズについて

①これまでに就労準備支援事業の潜在的なニーズの把握をしていますか。

1. している 2. していない 3. 今後実施予定

②どのような方法で把握していますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 自立相談支援機関へのヒアリング 2. 関係機関へのヒアリング
3. 同規模市町村におけるニーズの確認 4. その他（ ）

③潜在的なニーズはありますか。

1. ある 2. ない

④把握されたニーズに対し、現状の自立相談支援事業による人材・体制や支援メニューのみで対応できると思われますか。（1つだけ○）

1. 十分対応できる 2. まあ対応できる 3. あまり対応できない
4. 全く対応できない 5. わからない

(3) 広域実施の検討について

①就労準備支援事業の実施について検討する場合、広域実施を想定していますか。（1つだけ○）

1. 想定している 2. 必要性を感じているが、実施は難しい
3. 想定していない・必要性を感じない

②どのような広域連携を想定していますか。（あてはまるもの全てに○）

1. すでに事業実施している自治体と連携して取り組む
2. 未実施自治体同士で連携して取り組む
3. その他（ ）

③広域実施を行うにあたっての課題として、あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 複数自治体による広域的な事業実施であつてもニーズが少ない
4. 委託（候補）先の法人に対応できるマンパワーがない
2. 事業運営や費用按分等に係る調整が困難
5. その他（ ）
3. 地理的に困難（事業所が遠くなる、移動が困難等）
6. 特に課題はない

(4) 自立相談支援事業における就労支援について

自立相談支援事業における就労支援では、次のような支援内容に対応していますか。それぞれの支援内容の対応状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

	1. 自立相談支援機関のみで対応している	2. 他の関係機関等と連携して対応している	3. 利用ニーズがあるが、対応できていない	4. 利用ニーズがなく、対応していない
①適切な生活習慣の形成に関する支援	1	2	3	4
②コミュニケーション能力の形成に関する支援	1	2	3	4
③就労意欲喚起や自己理解の促進等、就労に向けた支援	1	2	3	4
④ボランティアや職場見学の企画・調整	1	2	3	4
⑤就労体験や職場実習の企画・調整	1	2	3	4
⑥ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の支援（セミナー開催、個別支援等）	1	2	3	4
⑦ハローワークや企業面接等への同行支援	1	2	3	4
⑧就労後の定着支援	1	2	3	4
⑨定期的で頻度の高い通所や面談等の関わりを長時間継続するような支援	1	2	3	4
⑩支援対象者同士のコミュニケーションを促すような取組	1	2	3	4
⑪合宿型の支援（合宿型就労体験等）	1	2	3	4
⑫臨床心理士やキャリア・コンサルタントによる面談	1	2	3	4

(5) 自立相談支援事業による就労支援の実施後の状況について

就労準備支援事業利用相当の対象者（特に意識していただければ、自立相談支援機関による就労支援全体）に対して自立相談支援事業による就労支援を実施した後、終了後の状況を把握していますか。

1. 把握している	2. 把握していない
-----------	------------

(6) 「就労準備支援事業」の実施に向けた取組の進捗状況

貴自治体内における進捗状況について、次の①～⑳の項目ごとに「1」～「3」のいずれかに○をつけてください。

	1. 実施した・している	2. これから取組む予定	3. 実施予定はない
【庁内担当部局内における準備状況】			
①課室内におけるタスクの整理	1	2	3
②工程表の作成	1	2	3
③実施方法の検討	1	2	3
④財政的効果の試算	1	2	3
⑤予算案や人員配置案	1	2	3
⑥部局長の承認	1	2	3
【庁内関係部局・庁外関係機関との調整状況】			
⑦生活保護担当部局	1	2	3
⑧障害者福祉担当部局	1	2	3
⑨ひとり親担当部局	1	2	3
⑩ひきこもり担当部局	1	2	3
⑪国保・住民税担当部局	1	2	3
⑫労働担当部局	1	2	3
【庁内関係部局・庁外関係機関との調整状況】			
⑬生活困窮者自立相談支援機関	1	2	3
⑭社会福祉協議会	1	2	3
⑮企業	1	2	3
⑯障害サービス事業所	1	2	3
⑰その他 ()	1	2	3

	1. 実施した・している	2. これから取組む予定	3. 実施予定はない
【財政部局との調整状況】			
⑱予算要求	1	2	3
⑲査定	1	2	3
⑳議会審議	1	2	3
㉑議会承認	1	2	3
【事業準備に向けた取組状況】			
㉒上限人数を定めた委託契約等限定実施の検討	1	2	3
㉓担い手の確保（受託候補事業者の選定）	1	2	3
㉔協力企業等の開拓（受け皿及び出口開拓）	1	2	3
㉕支援内容のメニュー化（プログラム化）	1	2	3
㉖人員体制の構築（人材の確保、職員の配置）	1	2	3
㉗（委託の場合）公募手続きの実施	1	2	3

※現在、家計改善支援事業を実施している自治体 → p33「V」1へ

※現在、家計改善支援事業を実施していない自治体 → p35「V」2へ

V. 家計改善支援事業の実施に向けた取組状況

1. 家計改善支援事業を実施している自治体

※【現在、家計改善支援事業を実施している自治体】のみ回答

※【現在、家計改善支援事業を実施していない自治体】はp35「V」2へ

(1) 基本情報

①家計改善支援事業の開始時期

(平成・令和) _____年度から

②運営方法と箇所数

運営方法別の家計改善支援事業所の箇所数を記入してください。また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけてください。

運営方法	箇所数	委託先 (あてはまるものすべてに○)
直営	カ所	1. 社会福祉法人 (社協以外)
委託	カ所	2. 社会福祉協議会
直営+委託	カ所	3. 医療法人
合計	カ所	4. 社団法人・財団法人
		5. 株式会社等
		6. NPO法人
		7. 生協等協同組合
		8. その他 ()

③実施方法について教えてください。(あてはまるもの1つに○)

1. 都道府県の福祉事務所圏域内で単独実施
2. 都道府県の福祉事務所圏域外の自治体と共同実施
3. その他 ()

④被保護者家計相談支援事業との一体的な実施をしていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 被保護者家計相談支援事業を実施していない
2. 被保護者家計相談支援事業を実施しているが、一体的には実施していない
3. 被保護者家計相談支援事業と一体的に実施している

※④において、「2」または「3」(被保護者家計相談支援事業を実施している)と回答した場合、実施者(委託の場合は受託団体)は家計改善支援事業と同じですか。

1. 同じ実施者が実施している
2. 同じ実施者が実施しているが、別の実施者もあり
3. 別々の実施者が実施している

(2) 家計改善支援事業の実施効果

①事業開始当初から現在にかけて、家計改善支援事業の利用件数は増えましたか。

また、「1. 増えた」と回答した場合、利用が伸びる前後での取組内容の変化・工夫点などがあれば教えてください。

1. 増えた	2. 変わらない	3. 減った	4. わからない
--------	----------	--------	----------

利用が伸びる前後での取組内容の変化・工夫点など (自由記入)

②家計改善支援事業を効果的に進めるためにどのようなことに取り組んでいますか。特に**事業効果につながっている(つながった)取組を3つまで選んで○**をつけてください。

1. 家計計画表やキャッシュフロー表の活用
2. 多重債務や消費生活相談等の既存事業のノウハウ等を有効活用
3. 滞納部局との連携(自治体の債務解消等メリットによる積極的な協力体制)
4. 庁内の他の関係部局との連携等による制度の利用勧奨・対象者の掘り起こし
5. 就労準備支援事業や他の任意事業等との連携による対象者の掘り起こし
6. 訪問支援による、早期からの個別支援の実施と対象者の掘り起こし
7. 複数自治体による広域的な事業実施
8. 自立相談支援事業による相談(インターネット)の段階で家計改善支援事業の実施者も同席
9. 生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業との連携
10. その他 ()

→ p39「VI」1へ

2. 家計改善支援事業を実施していない自治体

※【現在、家計改善支援事業を実施していない自治体】のみ回答

(1) 家計改善支援事業実施の実施予定について

①今後、家計改善支援事業の実施予定はありますか。また、「1. ある」と回答した場合、事業の実施予定時期について教えてください。

1. ある	事業の実施予定時期（1つだけ○）
2. ない	1. 令和2年度中 2. 令和3年度中
3. 未定・わからない	3. 令和4年度中 4. 令和5年度以降

②家計改善支援事業を実施していない理由についてお答えください。（あてはまるもの全てに○）
また、理由として選択した中で、最も課題となっていることを1つ選び、番号をご記入ください。

1. 該当する相談者がいないから	6. 自立相談支援事業で対応できているから
2. 予算を確保するのが難しいから	7. 対象者を利用につなげることが難しいから
3. 専門的なスキルやノウハウを持つ人材が少ないから	8. 複数領域を有し、調整が困難
4. 委託先となる事業者が少ないから	9. その他（ ）
5. 支援ツールをどのように構築すればいいかわからないから	

最も課題となっていること
(上記で選択した番号の中から記入)

(2) 家計改善支援事業の利用ニーズについて

①これまでに家計改善支援事業の潜在的なニーズの把握をしていますか。

1. している	2. していない	3. 今後実施予定
---------	----------	-----------

②どのような方法で把握していますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 自立相談支援機関へのヒアリング	2. 関係機関へのヒアリング
3. 同規模市町村におけるニーズの確認	4. その他（ ）

③潜在的なニーズはありますか。

1. ある	2. ない
-------	-------

④把握されたニーズに対し、現状の自立相談支援事業による人材・体制や支援メニューのみで対応できると思われますか。（1つだけ○）

1. 十分対応できる	2. まあ対応できる	3. あまり対応できない
4. 全く対応できない	5. わからない	

(3) 広域実施の検討について

①家計改善支援事業の実施について検討する場合、広域実施を想定していますか。（1つだけ○）

1. 想定している	2. 必要性を感じているが、実施は難しい
3. 想定していない・必要性を感じない	

②どのような広域連携を想定していますか。（あてはまるもの全てに○）

1. すでに事業実施している自治体と連携して取り組む
2. 未実施自治体同士で連携して取り組む
3. その他（ ）

③広域実施を行うにあたっての課題として、あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 複数自治体による広域的な事業実施であつてもニーズが少ない	4. 委託（候補）先の法人に対応できるマンパワーがない
2. 事業運営や費用配分等に係る調整が困難	5. その他（ ）
3. 地理的に困難（事業所が遠くなる、移動が困難等）	6. 特に課題はない

(4) 自立相談支援事業における家計支援について

自立相談支援事業における家計支援では、次のような支援内容に対応していますか。それぞれの支援内容の対応状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

	1. 自立相談支援機関のみで対応している	2. 他の関係機関等と連携している	3. 利用ニーズがあるが、対応できていない	4. 利用ニーズがなく、対応していない
①面談等を通じた家計の状況の把握及び必要なアドバイス	1	2	3	4
②①に加え、レシートの内容の確認等により大まかな支出内容の把握及び必要なアドバイス	1	2	3	4
③②に加え、家計表の作成によりひと月単位の家計の現状の把握及び必要なアドバイス	1	2	3	4
④③に加え、家計表から具体的な目標収入を設置し、就職・転職の支援	1	2	3	4
⑤④に加え、キャッシュフロー表の作成による家計予算の推移の把握、将来の生活の見通しを立てる	1	2	3	4
⑥滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性を検討	1	2	3	4
⑦各種給付制度等の利用に向け、制度担当者との調整や申請支援等	1	2	3	4
⑧債務整理に向け、多重債務相談窓口との連携や同行支援等	1	2	3	4
⑨資金貸付のあっせん	1	2	3	4

(5) 自立相談支援事業による家計改善支援の実施後の状況について

① 自立相談支援事業による家計改善支援を実施した対象者の終了後の状況を把握していますか。

1. 把握している	2. 把握していない	1. 実施した・している	2. これから取組む予定	3. 実施予定はない
		1	2	3

(6) 「家計改善支援事業」の実施に向けた取組の進捗状況

貴自治体内における進捗状況について、次の①～⑥の項目ごとに「1」～「3」のいずれかに○をつけてください。

	1. 実施した・している	2. これから取組む予定	3. 実施予定はない
【庁内担当部局内における準備状況】			
① 課室内におけるタスクの整理	1	2	3
② 工程表の作成	1	2	3
③ 実施方法の検討	1	2	3
④ 財政的効果の試算	1	2	3
⑤ 予算案や人員配置案	1	2	3
⑥ 部局長の承認	1	2	3
【庁内関係部局・庁外関係機関との調整状況】			
⑦ 生活保護担当部局	1	2	3
⑧ 地域福祉担当部局	1	2	3
⑨ ひとより親担当部局	1	2	3
⑩ ひきこもり担当部局	1	2	3
【庁内関係部局・庁外関係機関との調整状況】			
⑪ 国保・住民税担当部局	1	2	3
⑫ 労働担当部局	1	2	3
⑬ 生活困窮者自立相談支援機関	1	2	3
⑭ 社会福祉協議会	1	2	3
⑮ 法テラス・弁護士会	1	2	3
⑯ その他 ()	1	2	3
【財政部局との調整状況】			
⑰ 予算要求	1	2	3
⑱ 査定	1	2	3
⑲ 議会審議	1	2	3
⑳ 議会承認	1	2	3

	1. 実施した・している	2. これから取組む予定	3. 実施予定はない
【実施準備に向けた取組状況】			
① 上限人数を定めた委託契約等限定実施の検討	1	2	3
② 巡回相談の検討	1	2	3
③ 庁内関係部署や関係機関への利用促進に向けたアプローチ	1	2	3
④ 担い手の確保 (受託候補事業者の選定)	1	2	3
⑤ 人員体制の構築 (人材の確保、職員の配置)	1	2	3
⑥ (委託の場合) 公募手続きの実施	1	2	3

VI. 新型コロナウイルス感染症の影響について

※【自立相談支援事業の実施主体となっている全ての都道府県が回答】

1. 自立相談支援機関等への相談の状況

(1) 直近の新規相談件数及び住居確保給付金の支給実績についてご記入ください。

	R 2. 5 月	R 2. 6 月	R 2. 7 月	R 2. 8 月	R 2. 9 月
新規相談件数 (自立相談支援機関)					
住居確保給付金					
相談件数					
申請件数					
支給件数					

(2) 相談者の数・状態像の変化について

①新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び住居確保給付金の支給対象の拡大等に伴う、自立相談支援機関等の相談者の数・状態像の変化について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

	1. よくあてはまる	2. ややあてはまる	3. あまりあてはまらない	4. 全くあてはまらない
1. 相談件数が増えた	1	2	3	4
2. 相談件数が減った	1	2	3	4
3. 就労支援が必要な人からの相談が増えた	1	2	3	4
4. 解雇・雇止め等による非正規雇用労働者からの相談が増えた	1	2	3	4
5. 勤務所得を補てんするための職業紹介の相談が増えた	1	2	3	4
6. 家計に課題(多重債務等を含む)のある人からの相談が増えた	1	2	3	4
7. 住まいに課題のある人からの相談が増えた	1	2	3	4
8. 高齢困窮者からの相談が増えた	1	2	3	4
9. 地域のひきこもりに関する課題(8050等)が顕在化した	1	2	3	4
10. ひとり親家庭・貧困世帯の子どもに関する課題が顕在化した	1	2	3	4
11. 若年層からの相談が増えた	1	2	3	4
12. 学生からの相談が増えた	1	2	3	4
13. 個人事業主からの相談が増えた	1	2	3	4
14. 外国籍の人からの相談が増えた	1	2	3	4
15. 相談者の数・状態像ともに変化はない	1	2	3	4

②前頁①のような相談者の数・状態像の変化により、自立相談支援機関における本来業務の実施にどの程度負担や困難を感じていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 強く感じる 2. 少し感じる
3. あまり感じない 4. 全く感じない

(3) 住居確保給付金の申請に係る相談のうち、自立相談支援機関のプランを作成することが適切と考えられたが、何らかの事情によりプランの作成・自立相談支援事業による継続的な支援につなげていないケースがありますか。

1. ある 2. ない

その理由として、あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 人員体制が十分でなかったから
2. 相談件数の急激な増加により入口での相談対応だけで手一杯だったから
3. 制度の規制緩和により定期的な面談など継続しての連絡・関わりが取りづらかったから
4. 住居確保給付金の受給が目的である相談者は生活課題の相談にまで至りにくいため
5. 就労支援のメニューが不足していたから
6. 対応する任意事業を実施していなかったから
7. 庁内関係部局・庁外関係機関等との連携が不十分だったから
8. 本人が希望しなかったから
9. その他()

2. 生活に困窮される方への支援・自立相談支援機関等の強化について

前項の「1. 自立相談支援機関等への相談の状況」で回答されたような影響・変化を受けて、貴自治体における生活困窮者自立支援制度の実施に対する認識に変化はありましたか。(あてはまるもの全てに○)

1. 法改正後の生活困窮者の定義・対象者像の理解や再認識につながった
2. 任意事業の重要性や必要性をより感じるようになった
3. 庁内部局との連携の重要性を以前と比べてより強く感じるようになった
4. 庁外の関係機関との連携の重要性を以前と比べてより強く感じるようになった
5. その他()
6. 特に認識が変わりはない

「2. 任意事業の重要性や必要性をより感じるようになった」を選択した場合、どの事業についてそう思うか、あてはまるもの全てをお選びください。

1. 就労準備支援事業 2. 一時生活支援事業
3. 家計改善支援事業 4. 子どもの学習・生活支援事業

Ⅶ. 福祉事務所を設置していない町村による相談の実施状況

※【自立相談支援事業の実施主体となっている全ての都道府県が回答】

1. 町村における一次相談の実施状況

貴都道府県が自立相談支援事業の実施主体となる福祉事務所未設置町村において、改正生活困窮者自立支援法第11条に規定される「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を現在実施している、または今後実施予定の町村はありますか。

1. ある
2. ない
3. わからない・把握していない

1. ある」と回答した方にお聞きします。

「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を実施している・実施予定の町村名と事業開始時期（予定を含む）、当該町村における主な対応窓口について把握している範囲でお答えください。

町村名	開始時期（予定を含む）	主な対応窓口 (1つだけ○)
1	1. 平成30年10月1日（改正法施行）以前 2. 平成30年10月1日～平成31年3月 3. 令和元年度 4. 令和2年12月まで 5. 令和3年1～3月 6. 令和3年度以降	1. 町村役場 2. 町村社協 3. その他 ()
2	1. 平成30年10月1日（改正法施行）以前 2. 平成30年10月1日～平成31年3月 3. 令和元年度 4. 令和2年12月まで 5. 令和3年1～3月 6. 令和3年度以降	1. 町村役場 2. 町村社協 3. その他 ()
3	1. 平成30年10月1日（改正法施行）以前 2. 平成30年10月1日～平成31年3月 3. 令和元年度 4. 令和2年12月まで 5. 令和3年1～3月 6. 令和3年度以降	1. 町村役場 2. 町村社協 3. その他 ()
4	1. 平成30年10月1日（改正法施行）以前 2. 平成30年10月1日～平成31年3月 3. 令和元年度 4. 令和2年12月まで 5. 令和3年1～3月 6. 令和3年度以降	1. 町村役場 2. 町村社協 3. その他 ()
5	1. 平成30年10月1日（改正法施行）以前 2. 平成30年10月1日～平成31年3月 3. 令和元年度 4. 令和2年12月まで 5. 令和3年1～3月 6. 令和3年度以降	1. 町村役場 2. 町村社協 3. その他 ()

※回答欄が足りない場合は、お手数ですがコピーの上ご回答願います。

2. 町村における一次相談の実施上の課題

(1) 町村における一次相談の実施上の課題として、あてはまるものすべてに○をつけてください。
(貴都道府県として把握している内容をお答えください)

- 身近な町村で生活困窮に関する一次相談に対応していることの周知が広まらない
- 地域内での生活困窮者・世帯等の把握が不十分・ニーズを掴めていない
- 町村役場内での生活困窮者等への支援の必要性に関する理解や連携が進んでいない
- 生活困窮者等の相談対応に関する地域の関係機関・関係者の理解が不足している
- 早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分
- 生活困窮者等の支援に関する専門スキルやノウハウを持った人材を確保することが困難
- 生活困窮者等の支援に関わる人材の育成（スキルやノウハウの向上）ができていない
- 困難ケースに対応することができる人員・体制が不十分
- 一次的な相談対応を行う上での関係機関との連携・役割分担ができていない
- 一次的な相談対応を行う上での社会資源（緊急的な支援等）が不足
- 自立相談支援機関につないだ後、継続的な支援を行うための体制・連携ができていない
- 生活困窮者支援に関する関連施策や他自治体の取組等の情報を収集できていない
- 都道府県設置の自立相談支援機関が遠方のため利用（紹介）しづらい
- 町村において自立相談支援機関になかなかどうかの判断がうまくできていない
- 地域性として潜在的に課題を抱えていても外に出さない傾向があるため相談に至りにくい
- その他 ()
- 特に把握している課題はない
- わからない

3. 福祉事務所未設置町村における相談事業の必要性

(1) 今後「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を、さらに管内で展開していくことについてどのようにお考えですか。(1つだけ○)

- 必要性を感じており、積極的に広げていきたい
- 町村からのニーズを踏まえて、さらなる展開について検討していきたい
- 町村からのニーズがないため、さらに広げていくかどうかは未定
- 今のところ広げていく予定はない
- わからない
- その他 ()

Ⅷ. 広域行政としての都道府県内自治体への支援に関すること

※【全都道府県が回答】福祉事務所設置自治体としての業務（町村部の施行）ではなく、管内一般市等への支援についてお伺いします。

管内自治体が効果的かつ効率的に事業を実施していくために、貴都道府県としてどのような支援を行っていますか。以下について、法改正（平成30年10月1日施行）の前と後のそれぞれで、実施している項目について○をつけてください。（あてはまるもの全てに○）

	法改正前 H30.10.1以前	法改正後 H30.10.1以降
1. 任意事業実施促進の働きかけ（複数自治体による広域的な事業実施体制の整備等）		
2. 任意事業について、都道府県実施分との共同実施に向けた企画等		
3. 都道府県の商工労働部門や住宅部門の専門的知見を活かした助言等		
4. 一般市等が持つ社会資源のリスト化・共有		
5. 就労訓練アドバイザーの設置		
6. 就労体験・就労訓練の受入れ先の開拓		
7. 都道府県が設置する居住支援協議会との関係づくりの支援		
8. 都道府県研修の開催		
9. 生活困窮者自立支援に関わる機関・団体等による支援者ネットワークづくり		
10. 支援員向けのスーパーバイズ（地域を越えた経験豊富な支援員等による情報提供や助言等バックアップの取組）		
11. 多職種も含めたネットワークづくり		
12. その他（ ）		

広域行政としての都道府県内自治体への支援に関すること

ご協力ありがとうございました。
12月21日（月）までにご返送ください。

改正生活困窮者自立支援法等の 実施状況に関するアンケート調査票

【福祉事務所設置自治体】

【本調査の目的】

2018年6月に生活困窮者自立支援法が改正・公布され、同年10月1日付、翌年2019年4月1日付の2段階に分けて施行が行われました。本調査研究では、1)改正された生活困窮者自立支援制度の進捗状況を定量的に把握するとともに、2)今後の2つの任意事業(就労準備支援事業、家計改善支援事業)の実施に向けた基礎データを得ることを目的としています。

【アンケート調査票をご回答いただくにあたって】

- ・本アンケートは統計的に処理いたします。ご回答いただいた内容を個別に公表することはありません。
- ・特に断りのない場合は、**令和2年10月1日時点**での回答をお願いします。
- ・記入の済んだ調査票については、**12月21日(月)まで**に、同封している返信用封筒にてご返送頂くか、下記「調査票の提出先」までFAXにてご返信ください。

【調査票をダウンロードしてメールにて送付することも可能です】

- ・ご郵送した調査票(アンケート用紙)は、当ホームページよりダウンロード可能です。下記、当会のホームページにアクセスのうえ、パスワードをご入力ください。ダウンロードした調査票ファイルは、プリントアウトして郵送・FAX、または、下記「調査票に関するお問い合わせ先」に記載したメールアドレス(sei@hit-north.or.jp)宛にファイルを添付してご返送ください。

一般社団法人北海道総合研究調査会(HIT) ホームページ	https://www.hit-north.or.jp/
調査票ダウンロード用パスワード	fukushi

【調査に関するお問い合わせ先】

- ・在宅勤務等で職員が不在な場合もあるため、お急ぎではない場合は「sei@hit-north.or.jp」へ、メールでお問い合わせください。

【調査票の提出先】

一般社団法人北海道総合研究調査会(HIT) ヒット 担当：西口、井芹、切通 にしぐち いせり きりとおし
〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館3階
TEL:011-222-3669 FAX:011-222-4105

※ご記入ください。

都道府県	自治体名
担当部署名	担当者名
電話番号	F A X
E-mail	

アンケート調査票の構成について

本アンケート調査票は、以下の構成になっています。

I～VIのうち、「IV. 就労準備支援事業の実施に向けた取組状況」、「V. 家計改善支援事業の実施に向けた取組状況」では、それぞれの任意事業を実施している自治体・実施していない自治体とで回答する設問が分かります。各章の設問文中で注釈が出てきた場合、その注釈や指示に従ってご回答ください。

アンケート調査票の構成

P 3～	I. 基本情報
P 5～	II. 法改正事項の取組状況
P 24～	III. その他関連事業等の取組状況
P 26～	IV. 就労準備支援事業の実施に向けた取組状況 <small>※実施自治体と未実施自治体で設問が異なります</small>
P 32～	V. 家計改善支援事業の実施に向けた取組状況 <small>※実施自治体と未実施自治体で設問が異なります</small>
P 38～	VI. 新型コロナウイルス感染症の影響について

I. 基本情報

1. 自立相談支援事業の実施状況

運営方法別の自立相談支援機関の箇所数を記入してください。また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけ、併せて委託先の調達方法について選択肢よりあてはまるものに○をつけてください。

※なお、本アンケートによる「直営+委託」とは、直営と委託先とが連携して事業を展開する運営方法のことを指しています。(次頁以降、同様)

運営方法	箇所数
直営	カ所
委託	カ所
直営+委託	カ所
合計	カ所

委託先 (あてはまるものすべてに○)
1. 社会福祉法人 (社協以外)
2. 社会福祉協議会
3. 医療法人
4. 社団法人・財団法人
5. 株式会社等
6. NPO法人
7. 生協等協同組合
8. その他 ()

委託先の調達方法 (あてはまるものすべてに○)
1. 一般競争入札 (価格のみ)
2. 一般競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価)
3. 指名競争入札 (価格のみ)
4. 指名競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価)
5. 随意契約 (企画提案なし)
6. 随意契約 (企画提案あり)

2. 任意事業等の実施状況

実施している任意事業等すべてに○をつけ、その運営方法としてあてはまるもの全てに○をつけてください。また、実施している事業の「運営方法」が委託、直営+委託の場合は、併せて調達方法について選択肢よりあてはまるものに○をつけてください。

実施事業に○	運営方法 (実施している場合)	委託先の調達方法 (「2. 委託」「3. 直営+委託」の場合)
1. 就労準備支援事業	1. 直営 2. 委託 3. 直営+委託	1. 一般競争入札 (価格のみ) 2. 一般競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 3. 指名競争入札 (価格のみ) 4. 指名競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 5. 随意契約 (企画提案なし) 6. 随意契約 (企画提案あり)
2. 一時生活支援事業	1. 直営 2. 委託 3. 直営+委託	1. 一般競争入札 (価格のみ) 2. 一般競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 3. 指名競争入札 (価格のみ) 4. 指名競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 5. 随意契約 (企画提案なし) 6. 随意契約 (企画提案あり)
3. 家計改善支援事業	1. 直営 2. 委託 3. 直営+委託	1. 一般競争入札 (価格のみ) 2. 一般競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 3. 指名競争入札 (価格のみ) 4. 指名競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 5. 随意契約 (企画提案なし) 6. 随意契約 (企画提案あり)
4. 子どもの学習・生活支援事業	1. 直営 2. 委託 3. 直営+委託	1. 一般競争入札 (価格のみ) 2. 一般競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 3. 指名競争入札 (価格のみ) 4. 指名競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 5. 随意契約 (企画提案なし) 6. 随意契約 (企画提案あり)
5. 被保護者就労準備支援事業	1. 直営 2. 委託 3. 直営+委託	1. 一般競争入札 (価格のみ) 2. 一般競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 3. 指名競争入札 (価格のみ) 4. 指名競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 5. 随意契約 (企画提案なし) 6. 随意契約 (企画提案あり)
6. 被保護者家計改善支援事業	1. 直営 2. 委託 3. 直営+委託	1. 一般競争入札 (価格のみ) 2. 一般競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 3. 指名競争入札 (価格のみ) 4. 指名競争入札 (企画提案と金額を考慮する総合評価) 5. 随意契約 (企画提案なし) 6. 随意契約 (企画提案あり)

Ⅱ. 法改正事項の取組状況

1. 基本理念・定義の明確化について

(1) 基本理念及び生活困窮者の定義

改正された生活困窮者自立支援法（以下「改正法」）により、基本理念及び生活困窮者の定義の明確化が図られ、法の対象者については「就労の状況、心身の状況、地域の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなると認められる者」と、生活困窮に至る背景事情が明示されました（法第3条関係）。

こうした基本理念や生活困窮者の定義の明確化を受け、貴自治体における次のような取組の実施状況としてあてはまるものに○をつけてください。

	1. 法改正以前から取り組んでいた（取り組んでいる）	2. 法改正後あらためて取り組んだ（取り組んでいる）	3. 法改正後も取り組んでいた（取り組んでいる）
①対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査	1	2	3
②法に基づく支援（制度）の周知・広報活動	1	2	3
③生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための関係機関との連携強化に向けた取組	1	2	3
④その他（ ）	1	2	3

(2) 法改正の前と後とは、自立相談支援機関等における相談件数や、相談者の属性等に変化があったと感じますか。

相談件数 (1つだけ○)	1. 増えたように感じる 2. 減ったように感じる 3. 変化はない
相談者の属性等 (あてはまるもの全て○)	1. これまで自立相談支援機関等にながらなかつた対象者がつながらるようになった 2. 縦割りの制度で対応できない複合的な課題を抱える人が対象として広がった 3. 生活困窮に至る比較的早期の段階で対象者を把握できるようになった 4. その他（ ） 5. 変化はない

2. 自立相談支援事業等の利用動向について

(1) 自立相談支援事業等の「利用動向」の努力義務の創設に係る対応状況

改正法において、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の「利用動向」を行うことが努力義務とされました（第8条関係）。貴自治体内において、「利用動向」に向けた関係部局との連携強化のための取組について、実施していますか。法改正（平成30年10月1日施行）の前と後のそれぞれで、実施している項目について○をつけてください。（あてはまるもの全てに○）

	項目	法改正前 H30.10.1以前	法改正後 H30.10.1以降
1	関係部局に対し制度（法改正）の趣旨や概要等を個別に説明・紹介依頼		
2	関係部局に対し、定期的な会議・連絡会・研修などにおいて、制度（法改正）の趣旨や概要等を紹介・情報提供		
3	対応マニュアルや手引き、円滑なつなぎを実現するためのシート等の作成・配布		
4	その他（ ）		
5	特に実施していない		

(2) 関係部局等との連携状況

①これまで実際に自立相談支援事業等の利用につながった実績のある関係部局等について、法改正の前と後のそれぞれで○をつけてください。(あてはまるもの全てに○)

	法改正前 H30.10.1以前	法改正後 H30.10.1以降	法改正前 H30.10.1以前	法改正後 H30.10.1以降
1. 生活保護			18. 学校(幼稚園、小中学校、高校等)	
2. 高齢者福祉			19. 地域若者サポートステーション	
3. 障害者福祉			20. DV関係	
4. 児童福祉			21. 社会福祉協議会	
5. ひとり親			22. 民生委員	
6. 保健			23. 自治会	
7. 年金			24. 電気・ガス等 ライフライン事業者	
8. 国保			25. ひまわり職域センター	
9. 市町村税			26. よりそいホット ライン	
10. 市町村営住宅			27. 弁護士・司法書士 会等法律関係者	
11. 消防			28. 消費生活センター	
12. 教育委員会			29. 警察	
13. 水道			30. 地域定着支援 センター	
14. ハローワーク			31. 病院関係者	
15. 年金事務所			32. 住まい支援 関係者	
16. 都道府県営住宅			33. シルバー人材 センター	
17. 児童相談所			34. 保育所等子育て 関係事業者	

②上記①で回答した中において、特に支援対象者に関する情報を把握し、自立相談支援事業等の利用につながった実績が多い関係部局を3つまでお答えください(①で○をつけた番号を記入)。

また、利用につながる具体的な場面や効果的な連携手法等があればご記入ください。

利用につながる 実績の多い関係部局		
具体的な場面や 効果的な連携手法 (自由回答)		

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体(支援会議)の設置について

(1) 関係機関間の情報共有を行う会議体(支援会議)の設置有無

改正法においては、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うため、関係機関等を構成員とする会議体(「支援会議」という)の設置を可能とし、構成員に対し守秘義務をかけることにより、構成員同士が安心して情報の交換をできるようにしました。(第9条、第28条関係)

①「支援会議」の設置有無について、あてはまるものを1つ選んでください。

1. あり 2. 検討中 3. なし ➡ P11 (11) ➡

➡ ②設置時期

(平成・令和) 年 月

③設置予定時期について、あてはまるものを1つ選んでください。

1. 令和2年12月まで 3. 令和3年度以降

2. 令和3年1～3月 4. 検討中・未定

<以下の問(2)～(10)は、上記(1)①「支援会議」の設置有無について「1. あり」「2. 検討中」と回答した方にかがいます>

(2)「支援会議」の設置方法(予定を含む)としてあてはまるもの全てを選んでください。

1. 支援調整会議の枠組みをベースに設置

2. 生活困窮者自立支援制度以外の既存の会議体をベースに設置

3. その他()

①「2. 生活困窮者自立支援制度以外の既存の会議体をベースに設置」と回答した場合、どの会議体を活用した(する予定)か、あてはまるもの全てを選んでください。

1. 地域ケア会議 5. 自治会・町内会の会議体

2. 障害者自立支援協議会 6. 消費者安全確保地域協議会

3. 要保護児童対策地域協議会 7. その他()

4. 子ども・若者地域支援協議会

②前頁(2)「支援会議」の設置方法で「1. 支援調整会議の枠組みをベースに設置」「2. 生活困難者自立支援制度以外の既存の会議体をベースに設置」と回答した方(うかがいます)。

「支援会議」として活用するにあたっての具体的な方法等(予定を含む)について、あてはまるものを全てを選んでください。

1. 現行の会議より構成員を増やす	
2. 支援会議の協議を行う際には、現行の会議に出席する構成員の中から、必要最小限に限定して開催する	
3. 現行の会議と支援会議とを時間を切り分けて議論する	
4. 現行の会議を階層化し、支援会議に係る協議を別建てで行う	
5. その他()	

(3)「支援会議」の設置要綱の策定状況について、あてはまるものを1つ選んでください。

1. 策定済み	2. 策定予定	3. 未策定
---------	---------	--------

(4)「支援会議」の開催方法(予定を含む)について、あてはまるものを1つ選んでください。

1. 定例	2. 随時	3. 定例と随時を併用
4. その他()		

(5)「支援会議」の開催頻度(予定を含む)としてあてはまるものを1つ選んでください。

※支援会議が複数設置されている場合は、開催頻度が最も多い会議体について回答してください。

1. 月2回程度	2. 月1回程度	3. 2～3カ月に1回程度
4. 4～6カ月に1回程度	5. 6カ月に1回未満	6. わからない・開催していない

(6) 令和元年度の「支援会議」の合計開催回数をご記入ください。

※支援会議が複数設置されている場合は、開催頻度が最も多い会議体について回答してください。

回

(7)「支援会議」1回あたりでの平均的な取り扱いケース数(「支援会議」の設置を「検討中」の場合は、予定としてどの程度見込んでいるか)について、あてはまるものを1つ選んでください。

※支援会議が複数設置されている場合は、開催頻度が最も多い会議体について回答してください。

1. 1件ごと	2. 2～4件程度	3. 5～9件程度	4. 10件以上
---------	-----------	-----------	----------

(8)「支援会議」の構成員(予定を含む)としてあてはまるものを全てを選んでください。

※貴自治体内に「支援会議」が複数設置されている場合には、いずれか1つにでも含まれている機関を全て選んでください。

【行政関係】	
1. 生活保護・福祉事務所	16. 教育委員会
2. 高齢者福祉	17. 消防
3. 障害者福祉	18. 地域包括支援センター
4. 地域福祉	19. 障害者就業・生活支援センター
5. 雇用・産業	20. 児童相談所・児童家庭支援センター
6. 児童福祉	21. 地域子育て支援センター
7. ひとり親	22. 保健所・保健センター
8. 国民健康保険	23. 婦人相談所・配偶者暴力相談センター
9. 年金	24. ハローワーク・マザーズハローワーク
10. 国保	25. 地域若者サポートステーション
11. 市町村税	26. 職業訓練機関
12. 市町村営住宅	27. 消費生活センター
13. 都道府県営住宅	28. 警察
14. 水道	29. 年金事務所
15. 自殺対策担当	30. その他()
【行政以外の関係機関】	
31. 社会福祉協議会	44. 民生委員・児童委員
32. 社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	45. NP0法人・ボランティア団体
33. フラズ・弁護士(会)・司法書士会	46. 経済団体(商工会議所や事業協同組合等)
34. 消費者保護団体	47. 生活協同組合
35. 医師会	48. 農業者・農業団体
36. 医療機関	49. 民間企業
37. 更生保護施設等自立支援機関	50. 町内会・自治会、福祉委員
38. 保育所・幼稚園	51. その他の地域住民
39. 小学校	52. 電気・ガス等の供給事業者
40. 中学校	53. 介護サービス事業者
41. 高等学校	54. 新聞配達所
42. その他の学校・大学等	55. 郵便局
43. 教育支援関係者・団体	56. その他()
【生活困難者自立支援制度に係る任意事業実施機関】	
57. 就労準備支援事業実施機関	60. 一時生活支援事業(居宅支援含む)実施機関
58. 家計改善支援事業実施機関	61. 子どもの学習・生活支援事業実施機関
59. 認定就労訓練事業実施機関	62. その他の自治体独自事業実施機関

(9) 「支援会議」の開催により、どのような効果がありましたか(「支援会議」の設置を「検討中」の場合は、どのような効果を見込んでいるか)。あてはまるものを全てを選んでください。

<ol style="list-style-type: none"> 1. 支援につながっていない生活困窮者(世帯)等を早期に把握することができた 2. 生活困窮者(世帯)等に対して、迅速に支援を開始することができた 3. 改正法が示す基本理念や定義の明確化について理解が深まった 4. 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られた 5. 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等での役割分担がしやすくなった 6. 関係機関等が関わり、見守りや継続的支援の体制が構築できた 7. 雇用・産業分野との関わりが深まった 8. メンタルヘルス等の保健医療分野との関わりが深まった 9. 住民の地域福祉に関わることへの意欲が向上した 10. その他()
--

(10) 「支援会議」における情報共有や運営上の課題としてどのようなことがありますか。具体的に記入ください。

--

<P8 (1) ①「支援会議」の設置有無について「3. なし」と回答した方にかがいます>

(11) 「支援会議」を設置しない理由について教えてください(あてはまるもの1つに○)。

<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要性を感じない 2. 必要性は感じるが、どのように設置すればよいかわからない 3. 必要性は感じ、かつ、設置プロセスも理解はしているが、人員不足等により設置に向けた取組ができていない 4. その他()
--

4. 「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況について

(1) 事業の実施状況

生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況についてあてはまるもの1つを選んでください。また、「1. 実施している」場合は、事業開始年度をご記入ください。

<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施している 2. 実施していない 3. 未定 	事業開始時期 (平成 ・ 令和) _____ 年度から →P15 (4)へ →P15 (4)へ
--	--

※複数箇所で実施している場合、「事業開始時期」には1番始めにスタートした年度をお答えください。

<以下(1)①~(3)は、上記(1)で「1. 実施している」と回答した方にかがいます>

①実施している事業

貴自治体での「子どもの学習・生活支援事業」の実施内容について教えてください(あてはまるもの1つに○)。なお、「学習支援」とは日々の学習習慣の習慣づけや授業等のフォローアップ等、学習の援助を行う事業のこと、「生活支援」とは生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労(進路選択等)に関する情報提供や助言を行う事業のことを指します。

※複数箇所でも実施している場合、1事業所でも実施していれば、「実施している」に○をつけてください。

<ol style="list-style-type: none"> 1. 「学習支援」のみ実施している 2. 「学習支援」「生活支援」ともに実施している

②「学習支援」の運営形態を教えてください(あてはまるもの全てに○)。

また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけてください。

運営形態 <ol style="list-style-type: none"> 1. 直営 2. 委託 3. 直営+委託 	「学習支援」の委託先(あてはまるもの全てに○) ア. 社会福祉法人(社協以外) イ. 社会福祉協議会 ウ. 医療法人 エ. 社団法人・財団法人 オ. 株式会社等 カ. NPO法人 キ. 生協等協同組合 ク. その他()
--	--

③前頁①で、「2. 「学習支援」「生活支援」ともに実施している」と回答した場合、「生活支援」の運営形態を教えてください（あてはまるもの全てに○）。

また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけ、「学習支援と異なる委託先」に委託している場合は、「生活支援」の委託先及び委託先を分けた理由・狙いについて教えてください。

運営形態	「生活支援」の委託先（あてはまるもの全てに○）
1. 直営	ア. 社会福祉法人（社協以外）
2. 委託	イ. 社会福祉協議会
3. 直営+委託	ウ. 医療法人
	エ. 社団法人・財団法人
	オ. 株式会社等
	カ. NPO法人
	キ. 生協等協同組合
	ク. その他（ ）

委託先（あてはまるもの全てに○）
1. 「学習支援」と同じ委託先である
2. 「学習支援」と異なる委託先である

※「学習支援と異なる委託先」に委託している理由・狙いについて教えてください。（自由記入）

④貴自治体における「子どもの学習・生活支援事業」の対象世帯を教えてください。（あてはまるもの全てに○）

1. 生活保護受給世帯	4. 児童扶養手当全額受給世帯
2. 市町村民税非課税世帯	5. ひとり親世帯
3. 就学援助受給世帯	6. 1～5以外の世帯（ ）

(2) 実施の事業内容

①具体的な支援内容を教えてください。（あてはまるもの全てに○）

【主に子どもに対する取組】	【主に保護者に対する取組】
1. 学習支援	9. 保護者向け相談会・講座・交流会の開催
2. 居場所の提供・相談等（※1）	10. 電話やメールによる個別相談
3. 家庭訪問での相談支援・助言（※2）	11. 家庭訪問による対面相談・助言
4. 体験活動・ボランティア活動等（※3）	12. 進学に必要な公的支援等の情報提供
5. 企業見学・職業体験	
6. 大学等学校見学	
7. 高校生世代に対する支援（※4）	
8. 小学生や就学前児童に対する学習支援や生活習慣の改善等の支援	
【その他の取組】	
13. 上記1～12以外の取組（具体的に）	

（※1）日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供や相談支援等

（※2）学習教室を開かず、訪問で勉強のみ教えているものは除く。家庭訪問により、勉強を教えるだけでなく、個別の進路相談や学習教室への参加促進、日常生活習慣の形成、社会性の育成等の助言

（※3）居場所づくりの場における調理実習、キャンプでの集団生活や自炊体験、農業体験、スポーツレクリエーション、年中行事体験や福祉施設への訪問、地域行事やボランティア活動への参加等

（※4）高校生や高校中退者、中学既卒者などの高校生世代に対して、学習面に加え、進路選択に関する相談支援などの社会面・生活面の向上のための支援

②事業を実施するにあたっての連携先（具体的に連携している又は連携できる体制をとれている機関）を教えてください。（あてはまるもの全てに○）

1. 小学校・中学校	7. 民生委員・児童委員
2. 高等学校	8. 食料・教材等支援関係団体（フードバンク等）
3. 教育委員会	9. いわゆる「子ども食堂」
4. 行政機関（他部局、他部署）	10. 民間企業、商店街等
5. 児童相談所・児童家庭支援センター	11. 学習塾
6. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	12. その他（ ）

③他の学習支援事業等との一体実施について教えてください。（あてはまるもの全てに○）

1. 「子どもの学習・生活支援事業」単独で又は他の事業とは別々に実施している
2. 「地域未来塾」と一体実施している
3. 「ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業」と一体実施している
4. その他の事業（ ）と一体実施している

④子どもの事業参加にあたり、親の自立相談支援機関への相談（登録）を必須としていますか。
 (あてはまるもの1つに○)

1. 必須としている	2. 必須としていない
------------	-------------

(3) 子どもの学習支援事業の強化（「子どもの学習・生活支援事業」）により、どのような効果がありましたか。(あてはまるもの全てに○)

1. 子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上等がみられるようになった 2. 日常生活における挨拶や言葉遣い、ルールを守るなどの社会性の育成が図られた 3. 居場所を通じて対象となる子ども・世帯の早期発見・早期支援につながった 4. 居場所を通じて学習教室への参加が促進された 5. 体験活動等を通じて利用者が以前よりも前向きに自分の将来をとらえるようになった 6. 関係機関との連携により、多様な進路の選択に向けた助言を行えるようになった 7. 地域企業との連携体制が構築できた 8. 居場所を通じて定期面談等による細やかなフォローがなされ、高校中退防止につながった 9. 親への養育支援等を通じた家庭全体への支援により、世帯の自立につながった 10. その他（ ） 11. 効果は感じていない 12. 「生活支援」に係る取組をまだ実施できていない
--

<以下は、すべての方がお答えください>

(4) 「子どもの学習・生活支援事業」の実施にあたって課題となっていることを教えてください。
 (あてはまるもの全てに○)

1. 対象となる子ども自体が少ない 2. 対象となり得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい 3. 教育機関との連携体制を構築するのが難しい 4. 子どもが事業に参加することが難しい 5. 委託先を確保するのが難しい 6. 子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい 7. 活動場所の確保が難しい 8. 活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい 9. 事業の周知が難しい 10. 実施するための財源の確保が難しい 11. その他（ ） 12. 特に課題はない

5. 「地域居住支援事業」の実施状況について

(1) 事業の実施状況

①貴自治体では生活困難者自立支援法の改正に伴い、一時生活支援事業を拡充して創設された「地域居住支援事業」を実施していますか。また、「1. 実施している」「2. 実施予定」の場合は、事業開始年度をご記入ください。

実施状況	事業開始時期（予定を含む）
1. 実施している	(平成・令和) ____年度から
2. 実施予定	
3. 実施していない	
4. 未定	

※複数箇所で行っている場合、「事業開始時期」には1番始めにスタートした年度をお答えください。

<以下(1)②～(3)は、上記①で「1. 実施している」「2. 実施予定」と回答した方にご回答ください>

②「地域居住支援事業」の運営形態を教えてください(あてはまるもの全てに○)。また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけ、「一時生活支援事業の実施主体でない他の法人」に委託している場合は、地域居住支援事業の委託先及び委託先を分けた理由・狙いについて教えてください。

※予定を含む

運営形態 1. 直営 2. 委託 3. 直営+委託	一時生活支援事業の委託先 (あてはまるもの全てに○) ア. 社会福祉法人(社協以外) イ. 社会福祉協議会 ウ. 医療法人 エ. 社団法人・財団法人 オ. 株式会社等 カ. NPO法人 キ. 生協等協同組合 ク. その他()
委託先 (あてはまるもの全てに○) 1. 一時生活支援事業の実施主体と同じ法人 2. 一時生活支援事業の実施主体でない他の法人	地域居住支援事業の委託先 (あてはまるもの全てに○) ア. 社会福祉法人(社協以外) イ. 社会福祉協議会 ウ. 医療法人 エ. 社団法人・財団法人 オ. 株式会社等 カ. NPO法人 キ. 生協等協同組合 ク. その他()

※「一時生活支援事業の実施主体でない他の法人」に委託している理由・狙いについて教えてください。(自由記入)

--

(2) 実施の事業内容

①「地域居住支援事業」の想定している支援内容を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 入居にあたっての支援	4. 病院等の同行や他社会資源への仲介
2. 個別訪問等による見守りや生活支援	5. 交流会等による地域社会とのつながりの構築
3. 電話による日常生活に関する相談対応	6. その他 ()

②事業を実施するにあたっての連携先(具体的に連携している又は連携できる体制をとれている機関)を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 庁内の住宅部局	6. 旅館・ホテル
2. 居住支援協議会	7. 医療機関 (MSW等)
3. 居住支援法人	8. サロン・居場所等
4. 不動産業者	9. 地域住民
5. 大家	10. その他 ()

(3)「地域居住支援事業」の実施により、どのような効果がありましたか。(あてはまるもの全てに○)

1. 利用者の社会的孤立状態を防ぐことができた
2. 利用者の就労に向けて効果的な支援ができた
3. 利用者との近隣の住民等と助け合いの環境を整えることができた
4. 事業を通じて地域の支援団体とのネットワークが構築できた
5. 事業を通じて地域の大家・不動産事業者の遊休資源の活用につながった
6. 事業を通じてその他の地域の社会資源の活性化につながった
7. その他 ()
8. 効果は感じていない

<以下は、すべての方がお答えください>

(4)「地域居住支援事業」の実施にあたって課題となつておられることを教えてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 対象となる利用者が少ない
2. (原則として)「一時生活支援事業」を実施していないと「地域居住支援事業」の国庫補助が受けられない
3. 予算が少ない
4. 「地域居住支援事業」の想定している支援期間が短い
5. 地域住民を含めた見守りのネットワークが構築できていない
6. 利用者の社会的孤立状態を防げるかわからない
7. 地域に保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件がない
8. 地域に民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等がない
9. 地域に緊急連絡先の代わりになりうる、見守り・安否確認サービスがない
10. 居住支援関係機関(宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等)との連携が取れていない
11. 他の関係する支援機関・団体と見守りのネットワークが構築できていない
12. その他 ()
13. 特に課題はない

6. 「認定就労訓練事業」の実施の更なる促進について

(1) 優先発注の状況

①貴自治体では認定就労訓練事業所の優先発注基準(※)がありますか。

(※) 随意契約の優先発注の相手先として、認定就労訓練事業所を対象とする基準を定めて公表(地方自治法施行規則第12条の2の3及び地方公営企業法施行規則第52条)している自治体

1. あり	2. なし	3. 作成中	4. 作成予定
-------	-------	--------	---------

②これまで認定就労訓練事業所から優先的に調達した実績がありますか。

1. あり	2. なし
<p>【「1. あり」と回答した場合】契約の相手方(あてはまるもの全てに○)</p> <p>1. 社会福祉法人 2. NPO法人 3. 障害者就労施設 4. その他 ()</p>	

【「1. あり」と回答した場合】優先発注の契約内容

物品	主な内容	
役務		
工事		

(2) 認定就労訓練事業所からの優先的な調達を推進するための取組意向について教えてください。

主な内容	現在実施しており 今後も実施したい	現在実施していないが 今後実施予定がある	今後実施する予定はない	未定・わからない	現在実施しているが、 今後はやめたい
①条例・規則の制定(対象に認定就労訓練事業所を追加)	1	2	3	4	5
②要綱・指針の策定	1	2	3	4	5
③一般競争入札(総合評価方式)における加算	1	2	3	4	5
④指名競争入札における優先指名	1	2	3	4	5
⑤随意契約における優先的な取扱い	1	2	3	4	5
⑥指定管理者の選定における優先的な取扱い	1	2	3	4	5
⑦上記③～⑥に係る企業への啓発や職場環境整備等の支援	1	2	3	4	5

①認定就労訓練事業所からの優先的な調達を推進するための取組として前頁(2)の①～⑦以外に実施もしくは検討していることがあれば、優先的に取り扱う可能性のある調達分野や業務内容等に係る考え方、具体的な内容について教えてください。(自由記入)

②認定就労訓練事業所からの受注の機会の増大を図る際の課題について教えてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 調達における競争性・透明性とのバランス	
2. 調達物品等の品質	
3. 調達先の数の不足	
4. その他()	

(3) 認定就労訓練事業所数

①生活困窮者自立支援法の一部改正により、認定就労訓練事業所の認定に関する手続きの簡素化が図られました。貴自治体において、法改正後に認定件数や利用実績に変化はありましたか。(あてはまるもの1つに○)

認定件数	1. あまり変わらない	2. 変わらない	5. わからない・実績なし
	3. やや増えた	4. 増えた	
利用実績	1. あまり変わらない	2. 変わらない	
	3. やや増えた	4. 増えた	5. わからない・実績なし

②貴自治体では、認定就労訓練事業所の開拓を実施していますか。

1. 実施している 2. 実施していない

認定就労訓練事業所の開拓の役割は主に誰が担っていますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 就労訓練アドバイザーや就労訓練事業所育成員

2. 自治体職員

3. 自立相談支援機関の委託先事業者

4. その他の事業の委託先事業者(具体的に:)

5. 連携している外部の専門家(具体的に:)

6. その他()

7. そのような役割を担う人材はいない

③認定就労訓練事業所を開拓していく上で、どのような課題を感じていますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 認定に当たった際のインセンティブを説明しづらい

2. 継続的に対象者をあつせんすることができない

3. 対象者と事業所をマッチングさせるノウハウが不足している

4. 企業開拓のノウハウや企業とのつながりが不足している

5. 事業所の開拓にかけ人的余裕がない

6. 事業所の開拓を行う専門人材がいらない・不足している

7. 就労訓練に際しての交通費の確保が難しい

8. その他()

9. 特に課題はない

(4) その他の就労支援の取組状況について

①貴自治体では生活困窮者に向けた職業紹介や求人開拓等の就労支援に関してどのような取組を行っていますか(あてはまるもの全てに○)。

1. ハローワークと連携した取組を行っている(ふるさとハローワーク、ワンストップ窓口等)

2. 「無料職業紹介事業の活用」等、無料の職業紹介事業に取り組んでいる

3. 商工労働部局と連携した取組を行っている

4. 地域の商工会議所、業界団体と連携した取組を行っている

5. その他()

6. 取り組んでいない

②貴自治体では「雇用対策協定」を締結していますか。(1つだけ○)

1. 締結している

2. 締結していない

→ **【「1. 締結している」と回答した場合】**雇用対策協定に基づく事業計画を策定していますか。(1つだけ○)

1. 策定済み 2. 策定予定 3. 未策定

→ **【「2. 締結していない」と回答した場合】**

今後、雇用対策協定を締結する予定はありますか。(1つだけ○)

1. ある 2. ない 3. わからない

→ **【「2. 締結していない」と回答した場合】**「雇用対策協定」の締結に向けての課題、進まない原因についてご記入ください。(自由記入)

7. 高齢困窮者等への支援

(1) 高齢（65歳以上）の生活困窮者からの相談の状況
令和元年4月～令和2年3月の1年間の、自立相談支援機関における新規相談者やプラン作成対象者に占める高齢者の割合は、どの程度の割合ですか。

新規相談者に占める高齢者の割合	_____ %程度
プラン作成対象者に占める高齢者の割合	_____ %程度

(2) 高齢困窮者等に対する支援

貴自治体で実施する自立相談支援事業における支援や、他に活用・連携することができる高齢困窮者等に向けた支援策・支援メニュー等として、どのようなものがありますか。（あてはまるもの全てに○）

<p><主に個人への支援></p> <ol style="list-style-type: none"> 各種支援制度の申請援助 サロン等の居場所の紹介など孤立防止・社会参加に向けての支援 消費生活部門や権利擁護事業等との連携による消費者被害への対応（予防も含む） 現役時代と異なる収入水準で生活していくための家計支援 金銭管理等の支援が必要な場合の日常生活自立支援事業や成年後見制度との連携・つなぎ 住宅関係部門や社会福祉法人等との連携による転居（住み替え）支援・生活支援等の取組 介護保険制度による地域支援事業等（高齢者の安心な住まひの確保に資する事業）との連携 ハローワークやシルバー人材センター等と連携した就労支援 <p><主に地域への支援></p> <ol style="list-style-type: none"> 福祉部局や地域包括支援センターとの連携による早期把握・見守り等の支援体制の構築 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制整備（重層的支援体制整備事業、多機関による包括的支援体制構築事業等）を活用した地域とのつながり・ネットワーク支援 生活支援コーディネーターとの連携による地域ネットワークの整備 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス拡充の展開等と結び付けた社会参加の場や、就労・ボランティア等の高齢者の活躍の場の創出・活用 その他（ _____ ） 特になし

8. 人員の配置

(1) 支援員の配置状況

①改正法において、自立相談支援事業の適切な人員の配置に関する努力義務が示されました（第4条関係）。貴自治体では、自立相談支援事業の人員配置の状況についてどのようなようにお考えですか。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、住居確保給付金の支給対象の拡大等に伴う対応としても自立相談支援機関の体制強化が図られているため、「1）法改正の努力義務を受けて」と「2）コロナ禍に伴う対応強化に向けて」のそれぞれの状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1) 法改正の努力義務を受けて (1つだけ○)	2) コロナ禍に伴う対応強化に向けて (1つだけ○)
<ol style="list-style-type: none"> 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を行った 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を予定していた（している） 人員配置の充実が必要だが、増員等の予定はなかった（ない） 現在の人員配置で十分であり、増員等の必要性は感じていない 減員の見通しだった（見通しである） わからない・未定 	<ol style="list-style-type: none"> 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を行った 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を予定していた（している） 人員配置の充実が必要だが、増員等の予定はなかった（ない） 現在の人員配置で十分であり、増員等の必要性は感じていない 減員の見通しだった（見通しである） わからない・未定

②上記①で、1)と2)のいずれか（または両方）において「1. 人員配置の充実が必要であり、具体的に増員等を行った」「2. 人員配置の充実が必要だが、増員等を予定はなかった（ない）」と回答した場合、その理由についてあてはまるもの全てに○をつけてください。

1) 法改正の努力義務を受けて (あてはまるもの全てに○)	2) コロナ禍に伴う対応強化に向けて (あてはまるもの全てに○)
<ol style="list-style-type: none"> 対象者が多く、十分な個別支援ができていない 支援員の負担が過大となっている 支援員の研修・教育体制が不十分である 担当エリアが広い 経験・スキルを有する支援員の配置が難しい 出口となる社会資源開発（雇用先、協力企業、地域の居場所等）が進まない 職員を募集しても集まらない その他（ _____ ） 	<ol style="list-style-type: none"> 対象者が多く、十分な個別支援ができていない 支援員の負担が過大となっている 支援員の研修・教育体制が不十分である 担当エリアが広い 経験・スキルを有する支援員の配置が難しい 出口となる社会資源開発（雇用先、協力企業、地域の居場所等）が進まない 職員を募集しても集まらない その他（ _____ ）

③前頁①、1)と2)のいずれか(または両方)において「4. 現在の人員配置で十分であり、増員等の必要性は感じていない」「5. 減員の見通しだった(原通しである)」と回答した場合、その理由についてあてはまるもの全てに○をつけてください。

1) 法改正の努力義務を受けて(あてはまるもの全てに○)	2) コロナ禍に伴う対応強化に向けて(あてはまるもの全てに○)
1. 現在の状況で対応することができているため 2. 現在の状況で効果的な支援ができていないため 3. 支援対象者が少ないため 4. 予算が不足しているため 5. その他()	1. 現在の状況で対応することができているため 2. 現在の状況で効果的な支援ができていないため 3. 支援対象者が少ないため 4. 予算が不足しているため 5. その他()

(2) 適切な人員配置の促進のための取組
①貴自治体において、自立相談支援事業における人員配置の状況を評価するために取り組んでいることはありますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「自己評価分析ツール」の活用 2. 支援実績等のデータを独自に分析 3. 自立相談支援機関へのヒアリング調査 4. 事業計画を策定し、その達成状況の評価指標として人員配置の状況を確認 5. その他() 6. 特になし

②支援員の人材養成・確保にあたって、都道府県が行う支援事業等のうち、実際に活用した取組があれば教えてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 生活困窮者自立支援に関わる機関・団体等による支援者ネットワークづくり 2. 都道府県が主催する人材養成研修 3. 支援員向けのスーパーバイズ 4. 多職種も含めたネットワークづくり 5. その他() 6. 特になし
--

③貴自治体において、自立相談支援事業の人員体制の充実やバックアップの体制づくり、支援実績の向上等のために取り組んでいることがあれば教えてください。(自由記入)

--

Ⅲ. その他関連事業等の取組状況

1. 支援実績等の分析・評価について

(1) 貴自治体では、自立相談支援事業の支援実績について分析し、それを事業運営の見直し・改善につなげる仕組みがありますか。(※ここで言う分析とは、例えば、「生活困窮者自立支援統計システム」データを活用するなどして、相談者の属性や支援の経過、事業効果等の情報を収集・整理・分析することなどを想定しています。)

1. 支援実績データの分析を行っていない 2. 支援実績データを分析しているが、事業運営の見直し・改善には反映できていない 3. 支援実績データを分析し、それを踏まえ事業運営の見直し・改善に反映している 4. わからない

※「2」または「3」(支援実績データを分析している)と回答した場合、自立相談支援事業の実施状況・達成状況等の評価に係る報告書を作成していますか。

1. 毎年作成している 2. 毎年ではないが、作成したことがある 3. 作成したことはない 4. わからない

(2) 自立相談支援事業以外の各事業(任意事業)についても同様の分析を行っていますか。

1. 自立相談支援事業以外の実施事業全てにおいて行っている 2. 自立相談支援事業以外の実施事業の一部において行っている 3. 自立相談支援事業以外の実施事業いずれにおいても行っていない

2. 「自治体・支援員向けコンサルティング事業」の実施状況について

(1) 昨年度より国の事業として、自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に対し、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行う、全国的なスキル向上を目的としたコンサルティングを行っています。

当該事業についてご存じですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 知っており、すでに利用している 2. 知っており、利用を希望 3. 知っているが、利用する予定はない 4. 知らなかったが、利用してみたい 5. 知らなかったし、利用する予定もない 6. わからない

(2) 前頁(1)で自治体・支援員向けコンサルティング事業を「1. 知っており、すでに利用している」と回答した場合、利用した感想・ご意見等があればご記入ください。(自由記入)

(3) 前頁(1)で自治体・支援員向けコンサルティング事業を「2. 知っており、利用を希望し知らなかったが、利用してみたい」と回答した場合、どの事業についてコンサルティングを希望したいと考えていますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 自立相談支援事業	4. 子どもの学習・生活支援事業
2. 一時生活支援事業	5. 家計改善支援事業
3. 就労準備支援事業	

3. 「困窮者支援情報共有サイト」(みんなつながるネットワーク)について

(1) 全国の支援員や行政職員が互いに必要な情報を共有できる機会を設けることを目的とし、今年度より国の事業として「困窮者支援情報共有サイト(みんなつながるネットワーク)」を開設しました。

【ホームページ】<https://minna-tunagaru.jp/>

当該Webサイトについてご存じですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 知っており、閲覧したことがある	2. 知っているが、閲覧したことはない
3. 知らなかった	4. わからない

(2) 上記(1)で「1. 知っており、閲覧したことがある」と回答した場合、「困窮者支援情報共有サイト(みんなつながるネットワーク)でどんなことを調べましたか。(あてはまるもの全てに○)

1. 研修会やシンポジウム、イベント情報	4. 手引書・支援ツール・教材等
2. 厚生労働省からの通知や事務連絡	5. 非公開部分(自治体ログイン)
3. 社会福祉推進事業の報告書	6. その他()

(3) 当該サイトに関するご感想・ご意見等があればご記入ください。(自由記入)

※現在、就労準備支援事業を実施している自治体 → p26 「IV」 1

※現在、就労準備支援事業を実施していない自治体 → p28 「IV」 2

IV. 就労準備支援事業の実施に向けた取組状況

1. 就労準備支援事業を実施している自治体

※【現在、就労準備支援事業を実施している自治体】のみ回答

※【現在、就労準備支援事業を実施していない自治体】はp28 「IV」 2

(1) 基本情報

①就労準備支援事業の開始時期

(平成・令和) _____年度から

②運営方法と箇所数

運営方法別の就労準備支援事業所の箇所数を記入してください。また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけてください。

運営方法	箇所数
直営	カ所
委託	カ所
直営+委託	カ所
合計	カ所

委託先(あてはまるものすべてに○)
1. 社会福祉法人(社協以外)
2. 社会福祉協議会
3. 医療法人
4. 社団法人・財団法人
5. 株式会社等
6. NPO法人
7. 生協等協同組合
8. その他()

③実施方法について教えてください。(あてはまるもの1つに○)

1. 単独実施
2. 複数市町村共同で実施
3. その他()

④被保護者就労準備支援事業との一体的な実施をしていますか。(あてはまるもの1つに○)

※直営で同じ課で実施している場合や、同一法人に委託している場合には「1. している」を選択

1. している
2. していない

(2) 就労準備支援事業の実施効果

①事業開始当初から現在にかけて、就労準備支援事業の利用件数は増えましたか。

また、「1. 増えた」と回答した場合、利用が伸びる前後での取組内容の変化・工夫点などがあれば教えてください。

1. 増えた	2. 変わらない	3. 減った	4. わからない
--------	----------	--------	----------

↑

利用が伸びる前後での取組内容の変化・工夫点など（自由記入）

②就労準備支援事業を効果的に進めるためにどのようなことに取り組んでいますか。特に事業効果に繋がっている（つなげた）取組を3つまで選んで○をつけてください。

1. 就労体験の中での一括実施（日常生活自立、社会生活自立、就労自立に向けた取組） 2. 障害福祉サービスとのタイアップによる実施など他の地域資源の有効活用 3. 庁内他の関係部局との連携等による制度の利用勧奨・対象者の掘り起こし 4. 家計改善支援や他の任意事業等との連携による対象者の掘り起こし 5. 訪問支援による、早期からの個別支援の実施と対象者の掘り起こし 6. 複数自治体による、協力事業所の相互利用 7. 被保護者就労準備支援事業との一体実施 8. 複数自治体による広域的な事業実施 9. 自立相談支援事業による相談（インテーク）の段階で就労準備支援事業の実施も同席 10. その他（ ）	p32 「V」 1 へ → p34 「V」 2 へ →
--	--------------------------------------

※現在、家計改善支援事業を実施している自治体

※現在、家計改善支援事業を実施していない自治体

2. 就労準備支援事業を実施していない自治体

※【現在、就労準備支援事業を実施していない自治体】のみ回答

(1) 就労準備支援事業実施の実施予定について

①今後、就労準備支援事業の実施予定はありますか。また、「1. ある」と回答した場合、事業の実施予定時期について教えてください。

1. ある 2. ない 3. 未定・わからない	事業の実施予定時期（1つだけ○） 1. 令和2年度中 2. 令和3年度中 3. 令和4年度中 4. 令和5年度以降
-------------------------------	---

②就労準備支援事業を実施していない理由についてお答えください。（あてはまるもの全てに○）また、理由として選択した中で、最も課題となっていることを1つ選び、番号をご記入ください。

1. 該当する相談者がいないから 2. 予算を確保するのが難しいから 3. 専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから 4. 委託先となる事業者がいない・少ないから 5. 協力してくれる企業や事業者がいない・少ないから 6. 支援メニューをどのようなように構築すればいいかわからないから 7. 自立相談支援事業で対応できているから 8. 対象者を利用につなげること（対象者へのアプローチ）が難しいから 9. その他（ ）	最も課題となっていること （上記で選択した番号の中から記入）
--	-----------------------------------

(2) 就労準備支援事業の利用ニーズについて

①これまでに就労準備支援事業の潜在的なニーズの把握をしていますか。

1. している 2. していない 3. 今後実施予定	②どのような方法で把握していますか。（あてはまるもの全てに○） 1. 自立相談支援機関へのヒアリング 2. 関係機関へのヒアリング 3. 同規模市町村におけるニーズの確認 4. その他（ ）
----------------------------------	---

↑

③潜在的なニーズはありますか。

1. ある 2. ない

④把握されたニーズに対し、現状の自立相談支援事業による人材・体制や支援メニューのみで対応できると思われますか。（1つだけ○）

1. 十分対応できる 2. まあ対応できる 3. あまり対応できない 4. 全く対応できない 5. わからない

(3) 広域実施の検討について

①就労準備支援事業の実施について検討する場合は、広域実施を想定していますか。(1つだけ○)

1. 想定している
2. 必要性を感じているが、実施は難しい
3. 想定していない・必要性を感じない

②どのような広域連携を想定していますか。(あてはまるもの全てに○)

1. すでに事業実施している都道府県と連携して取り組む
2. すでに事業実施している福祉事務所設置自治体(市町村)と連携して取り組む
3. 未実施自治体同士で連携して取り組む
4. その他()

③広域実施を行うにあたっての課題として、あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 複数自治体による広域的な事業実施であつてもニーズが少ない
4. 委託(候補)先の法人に対応できるマンパワーがない
2. 事業運営や費用按分等に係る調整が困難
5. その他()
3. 地理的に困難(事業所が遠くなる、移動が困難等)
6. 特に課題はない

(4) 自立相談支援事業における就労支援について

自立相談支援事業における就労支援では、次のような支援内容に対応していますか。それぞれの支援内容の対応状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

	1. 自立相談支援機関のみで対応している	2. 他の関係機関との連携により対応している	3. 利用二一があるが、対応できていない	4. 利用二一が少なく、対応していない
①適切な生活習慣の形成に関する支援	1	2	3	4
②コミュニケーション能力の形成に関する支援	1	2	3	4
③就労意欲喚起や自己理解の促進等、就労に向けた支援	1	2	3	4
④ボランティアや職場見学の企画・調整	1	2	3	4
⑤就労体験や職場実習の企画・調整	1	2	3	4
⑥ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の支援(セミナー開催、個別支援等)	1	2	3	4
⑦ハローワークや企業面接等への同行支援	1	2	3	4
⑧就労後の定着支援	1	2	3	4
⑨定期的な頻度の高い通所や面談等の関わりを長時間継続するような支援	1	2	3	4
⑩支援対象者同士のコミュニケーションを促すような取組	1	2	3	4
⑪合宿型の支援(合宿型就労体験等)	1	2	3	4
⑫臨床心理士やキャリア・コンサルタントによる面談	1	2	3	4

(5) 自立相談支援事業による就労支援の実施後の状況について

就労準備支援事業利用相当の対象者(特に意識していないければ、自立相談支援機関による就労支援全体)に対して自立相談支援事業による就労支援を実施した後、終了後の状況を把握していますか。

1. 把握している
2. 把握していない

(6) 「就労準備支援事業」の実施に向けた取組の進捗状況

貴自治体内における進捗状況について、次の①～⑯の項目ごとに「1」～「3」のいずれかに○をつけてください。

【庁内担当部署内における準備状況】	1. 実施した・している	2. これから取組む予定	3. 実施予定はない
①課室内におけるタスクの整理	1	2	3
②工程表の作成	1	2	3
③実施方法の検討	1	2	3
④財政的効果の試算	1	2	3
⑤予算案や人員配置案	1	2	3
⑥部局長の承認	1	2	3
【庁内関係部局・庁外関係機関との調整状況】			
⑦生活保護担当部局	1	2	3
⑧障害者福祉担当部局	1	2	3
⑨ひとり親担当部局	1	2	3
⑩ひきこもり担当部局	1	2	3
⑪国保・住民税担当部局	1	2	3
⑫労働担当部局	1	2	3
【庁内関係部局・庁外関係機関との調整状況】			
⑬生活困窮者自立相談支援機関	1	2	3
⑭社会福祉協議会	1	2	3
⑮企業	1	2	3
⑯障害サービス事業所	1	2	3
⑰その他()	1	2	3

	1. 実施した・している	2. これから取組む予定	3. 実施予定はない
【財政部局との調整状況】			
⑩ 予算要求	1	2	3
⑪ 査定	1	2	3
⑫ 議会審議	1	2	3
⑬ 議会承認	1	2	3
【事業準備に向けた取組状況】			
⑭ 上限人数を定めた委託契約等限定実施の検討	1	2	3
⑮ 担い手の確保（受託候補事業者の選定）	1	2	3
⑯ 協力企業等の開拓（受け皿及び出口開拓）	1	2	3
⑰ 支援内容のメニュー化（プログラム化）	1	2	3
⑱ 人員体制の構築（人材の確保、職員の配置）	1	2	3
⑲（委託の場合）公募手続きの実施	1	2	3

※現在、家計改善支援事業を実施している自治体 → p32「V」1へ

※現在、家計改善支援事業を実施していない自治体 → p34「V」2へ

V. 家計改善支援事業の実施に向けた取組状況

1. 家計改善支援事業を実施している自治体

※【現在、家計改善支援事業を実施している自治体】のみ回答

※【現在、家計改善支援事業を実施していない自治体】はp34「V」2へ

(1) 基本情報

①家計改善支援事業の開始時期

(平成・令和) _____ 年度から

②運営方法と箇所数

運営方法別の家計改善支援事業所の箇所数を記入してください。また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけてください。

運営方法	箇所数	箇所
直営	カ所	
委託	カ所	
直営+委託	カ所	
合計	カ所	

委託先（あてはまるものすべてに○）

- 社会福祉法人（社協以外）
- 社会福祉協議会
- 医療法人
- 社団法人・財団法人
- 株式会社等
- NPO法人
- 生協等協同組合
- その他（ _____ ）

③実施方法について教えてください。（あてはまるもの1つに○）

- 単独実施
- 複数市町村共同で実施
- その他（ _____ ）

④被保護者家計相談支援事業との一体的な実施をしていますか。（あてはまるもの1つに○）

- 被保護者家計相談支援事業を実施していない
- 被保護者家計相談支援事業を実施しているが、一体的には実施していない
- 被保護者家計相談支援事業と一体的に実施している

※④において、「2」または「3」（被保護者家計相談支援事業を実施している）と回答した場合、実施者（委託の場合は受託団体）は家計改善支援事業と同じですか。

- 同じ実施者が実施している
- 同じ実施者が実施しているが、別の実施者もあり
- 別々の実施者が実施している

(2) 家計改善支援事業の実施効果

①事業開始当初から現在にかけて、家計改善支援事業の利用件数は増えましたか。

また、「1. 増えた」と回答した場合は、利用が伸びる前後での取組内容の変化・工夫点などがあれば教えてください。

1. 増えた	2. 変わらない	3. 減った	4. わからない
--------	----------	--------	----------

↑

利用が伸びる前後での取組内容の変化・工夫点など（自由記入）

②家計改善支援事業を効果的に進めるためにどのようになりに取り組んでいますか。特に事業効果に繋がっている（つながった）取組を3つまで選んで○をつけてください。

<ol style="list-style-type: none"> 家計面表やキャッシュフロー表の活用 多重債務や消費生活相談等の既存事業のノウハウ等を有効活用 滞納部局との連携（自治体の債務解消等メリットによる積極的な協働体制） 庁内他の関係部局との連携等による制度の利用勧奨・対象者の掘り起こし 就労準備支援事業や他の任意事業等との連携による対象者の掘り起こし 訪問支援による、早期からの個別支援の実施と対象者の掘り起こし 複数自治体による広域的な事業実施 自立相談支援事業による相談（インターネット）の段階で家計改善支援事業の実施者も同席 生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業との連携 その他（ ）
--

2. 家計改善支援事業を実施していない自治体

※【現在、家計改善支援事業を実施していない自治体】のみ回答

(1) 家計改善支援事業実施の実施予定について
 ①今後、家計改善支援事業の実施予定はありますか。また、「1. ある」と回答した場合、事業の実施予定時期について教えてください。

<ol style="list-style-type: none"> ある ない 未定・わからない 	事業の実施予定時期（1つだけ○） <ol style="list-style-type: none"> 令和2年度中 令和3年度中 令和4年度中 令和5年度以降
--	---

②家計改善支援事業を実施していない理由についてお答えください。（あてはまるもの全てに○）
 また、理由として選択した中で、最も課題となっていることを1つ選び、番号をご記入ください。

<ol style="list-style-type: none"> 該当する相談者がいないから 予算を確保するのが難しいから 専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいらないから 委託先となる事業者が少ない・少ないから 支援ツールをどのように構築すればいいかわからないから 自立相談支援事業で対応できているから 対象者を利用につなげること（対象者へのアプローチ）が難しいから その他（ ） 	最も課題となっていること （上記で選択した番号の中から記入）
---	-----------------------------------

(2) 家計改善支援事業の利用ニーズについて

①これまでに家計改善支援事業の潜在的なニーズの把握をしていますか。

<ol style="list-style-type: none"> している していない 今後実施予定 	②どのような方法で把握していますか。（あてはまるもの全てに○） <ol style="list-style-type: none"> 自立相談支援機関へのヒアリング 関係機関へのヒアリング 同規模市町村におけるニーズの確認 その他（ ）
---	---

③潜在的なニーズはありますか。

<ol style="list-style-type: none"> ある ない 	④把握されたニーズに対し、現状の自立相談支援事業による人材・体制や支援メニューのみで対応できると思われますか。（1つだけ○） <ol style="list-style-type: none"> 十分対応できる まあ対応できる あまり対応できない 全く対応できない わからない
--	--

(3) 広域実施の検討について

①家計改善支援事業の実施について検討する場合、広域実施を想定していますか。(1つだけ○)

1. 想定している	2. 必要性を感じているが、実施は難しい
3. 想定していない・必要性を感じない	

②どのような広域連携を想定していますか。(あてはまるもの全てに○)

1. すでに事業実施している都道府県と連携して取り組む
2. すでに事業実施している福祉事務所設置自治体(市町村)と連携して取り組む
3. 未実施自治体同士で連携して取り組む
4. その他()

③広域実施を行うにあたっての課題として、あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 複数自治体による広域的な事業実施であつてもニーズが少ない	4. 委託(候補)先の法人に対応できるマンパワーがない
2. 事業運営や費用按分等に係る調整が困難	5. その他()
3. 地理的に困難(事業所が遠くなる、移動が困難等)	6. 特に課題はない

(4) 自立相談支援事業における家計支援について

自立相談支援事業における家計支援では、次のような支援内容に対応していますか。それぞれの支援内容の対応状況について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

	1. 自立相談支援機関のみで対応している	2. 他の関係機関との連携により対応している	3. 利用ニーズがあるが、対応できていない	4. 利用ニーズがあるが、対応していない
①面談等を通じた家計の状況の把握及び必要なアドバイス	1	2	3	4
②①に加え、レシートの内容の確認等により大まかな支出内容の把握及び必要なアドバイス	1	2	3	4
③②に加え、家計表の作成によりひと月単位の家計の現状の把握及び必要なアドバイス	1	2	3	4
④③に加え、家計表から具体的な目標収入を設定し、就職・転職の支援	1	2	3	4
⑤④に加え、キャッシュフロー表の作成による家計予算の推移の把握、将来の生活の見通しを立てる	1	2	3	4
⑥滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性を検討	1	2	3	4
⑦各種給付制度等の利用に向け、制度担当者との調整や申請支援等	1	2	3	4
⑧債務整理に向け、多重債務相談窓口との連携や同行支援等	1	2	3	4
⑨資金貸付のあっせん	1	2	3	4

(5) 自立相談支援事業による家計改善支援の実施後の状況について

①自立相談支援事業による家計改善支援を実施した対象者の終了後の状況を把握していますか。

1. 把握している	2. 把握していない
-----------	------------

(6) 「家計改善支援事業」の実施に向けた取組の進捗状況

貴自治体内における進捗状況について、次の①~⑥の項目ごとに「1」~「3」のいずれかに○をつけてください。

	1. 実施した・している	2. これから取組む予定	3. 実施予定はない
【庁内担当部局内における準備状況】			
①課室内におけるタスクの整理	1	2	3
②工程表の作成	1	2	3
③実施方法の検討	1	2	3
④財政的効果の試算	1	2	3
⑤予算案や人員配置案	1	2	3
⑥部局長の承認	1	2	3
【庁内関係部局・庁外関係機関との調整状況】			
⑦生活保護担当部局	1	2	3
⑧地域福祉担当部局	1	2	3
⑨ひとり親担当部局	1	2	3
⑩ひきこもり担当部局	1	2	3
【庁内関係部局・庁外関係機関との調整状況】			
⑪国保・住民税担当部局	1	2	3
⑫労働担当部局	1	2	3
⑬生活困窮者自立相談支援機関	1	2	3
⑭社会福祉協議会	1	2	3
⑮法テラス・弁護士会	1	2	3
⑯その他()	1	2	3
【財政部局との調整状況】			
⑰予算要求	1	2	3
⑱査定	1	2	3
⑲議会審議	1	2	3
⑳議会承認	1	2	3

	1. 実施した・している	2. これから取組む予定	3. 実施予定はない
【実施準備に向けた取組状況】			
㉑上限人数を定めた委託契約等限定実施の検討	1	2	3
㉒巡回相談の検討	1	2	3
㉓庁内関係部署や関係機関への利用促進に向けたアプローチ	1	2	3
㉔担い手の確保（受託候補事業者の選定）	1	2	3
㉕人員体制の構築（人材の確保、職員の配置）	1	2	3
㉖（委託の場合）公募手続きの実施	1	2	3

VI. 新型コロナウイルス感染症の影響について

※【全ての自治体が回答】

1. 自立相談支援機関等への相談の状況

(1) 直近の新規相談件数及び住居確保給付金の支給実績についてご記入ください。

	R 2. 5月	R 2. 6月	R 2. 7月	R 2. 8月	R 2. 9月
新規相談件数（自立相談支援機関）					
住居確保給付金					
相談件数					
申請件数					
支給件数					

(2) 相談者の数・状態像の変化について

①新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び住居確保給付金の支給対象の拡大等に伴う、自立相談支援機関等の相談者の数・状態像の変化について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

	1. よくあてはまる	2. ややあてはまる	3. あまりあてはまらない	4. 全くあてはまらない
1. 相談件数が増えた	1	2	3	4
2. 相談件数が減った	1	2	3	4
3. 就労支援が必要な人からの相談が増えた	1	2	3	4
4. 解雇・雇止め等による非正規雇用労働者からの相談が増えた	1	2	3	4
5. 勤務所得を補てんするための職業紹介の相談が増えた	1	2	3	4
6. 家計に課題（多重債務等を含む）のある人からの相談が増えた	1	2	3	4
7. 住まいに課題のある人からの相談が増えた	1	2	3	4
8. 高齢困窮者からの相談が増えた	1	2	3	4
9. 地域のひきこもりに関する課題（8050等）が顕在化した	1	2	3	4
10. ひとり親家庭・貧困世帯の子どもに関する課題が顕在化した	1	2	3	4
11. 若年層からの相談が増えた	1	2	3	4
12. 学生からの相談が増えた	1	2	3	4
13. 個人事業主からの相談が増えた	1	2	3	4
14. 外国籍の人からの相談が増えた	1	2	3	4
15. 相談者の数・状態像ともに変化はない	1	2	3	4

②前頁①のような相談者の数・状態の変化により、自立相談支援機関における本来業務の実施にどの程度負担や困難さを感じていますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 強く感じる | 2. 少し感じる |
| 3. あまり感じない | 4. 全く感じない |

(3) 住居確保給付金の申請に係る相談のうち、自立相談支援機関のプランを作成することが適切と考えられたが、何らかの事情によりプランの作成・自立相談支援事業による継続的な支援につなげていないケースがありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

その理由として、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 人員体制が十分でなかったから |
| 2. 相談件数の急激な増加により入口での相談対応だけで手一杯だったから |
| 3. 制度の規制緩和により定期的な面談など継続しての連絡・関わりが取りづらかったから |
| 4. 住居確保給付金の受給が目的である相談者は生活課題の相談にまで至りにくいから |
| 5. 就労支援のメニューが不足していたから |
| 6. 対応する任意事業を実施していなかったから |
| 7. 庁内関係部局・庁外関係機関等との連携が不十分だったから |
| 8. 本人が希望しなかったから |
| 9. その他 () |

202

2. 生活に困窮される方への支援・自立相談支援機関等の強化について

前項の「1. 自立相談支援機関等への相談の状況」で回答されたような影響・変化を受けて、貴自治体における生活困窮者自立支援制度の実施に対する認識に変化はありましたか。(あてはまるもの全てに○)

- | |
|--|
| 1. 法改正後の生活困窮者の定義・対象者像の理解や再認識につながった |
| 2. 任意事業の重要性や必要性をより感じるようになった |
| 3. 庁内部局との連携の重要性を以前と比べてより強く感じるようになった |
| 4. 庁外の関係機関との連携の重要性を以前と比べてより強く感じるようになった |
| 5. その他 () |
| 6. 特に認識が変わりはない |

「2. 任意事業の重要性や必要性をより感じるようになった」を選択した場合、どの事業についてそう思うか、あてはまるもの全てをお選びください。

- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 就労準備支援事業 | 2. 一時生活支援事業 |
| 3. 家計改善支援事業 | 4. 子どもの学習・生活支援事業 |

ご協力ありがとうございました。

12月21日(月)までにご返送ください。



改正生活困窮者自立支援法等の 実施状況に関するアンケート調査票

【福祉事務所未設置町村】

【本調査の目的】

2018年6月に生活困窮者自立支援法が改正・公布され、同年10月1日付、翌年2019年4月1日付の2段階に分けて施行が行われました（別添資料参照）。本調査研究では、改正された生活困窮者自立支援制度の進捗状況を把握するための基礎データを得ることを目的としています。

【アンケート調査票をご回答いただくにあたって】

- ・本アンケートは統計的に処理いたします。ご回答いただいた内容を個別に公表することはありません。
- ・特に断りのない場合は、**令和2年10月11日時点**での回答をお願いします。
- ・記入の済んだ調査票については、**12月21日(月)まで**に、同封している返信用封筒にてご返送頂くか、下記「調査票の提出先」までFAXにてご返送ください。

【調査票をダウンロードしてメールにて送付することも可能です】

- ・ご郵送した調査票（アンケート用紙）は、当会ホームページよりダウンロード可能です。下記、当会のホームページにアクセスのうえ、パスワードをご入力ください。ダウンロードした調査票ファイルは、プリントアウトして郵送・FAX、または、下記「調査票に関するお問い合わせ先」に記載したメールアドレス（sei@hit-north.or.jp）宛にファイルを添付してご返送ください。

一般社団法人北海道総合研究調査会（HIT） ホームページ	http://www.hit-north.or.jp/
調査票ダウンロード用パスワード	choson

【調査に関するお問い合わせ先】

- ・在宅勤務等で職員が不在な場合もあるため、お急ぎではない場合は「sei@hit-north.or.jp」へ、メールでお問い合わせください。

【調査票の提出先】

ヒット
一般社団法人北海道総合研究調査会（HIT） 担当：西口、井片、切通
〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館3階
TEL：011-222-3669 FAX：011-222-4105

【ご連絡先】

都道府県名	町村名
担当部署名	担当者名
電話番号	FAX
E-mail	

※アンケートの回答にあたり、該当する部署がない、もしくは不明の場合は【ご連絡先】のみご記入のうえご返送ください。

I. 基本情報

1. 組織体制に関すること

①貴自治体には、生活困窮者自立支援制度に関する業務の担当部局・担当者が決まっていますか。
(1つだけ○をつけてください)

1. 決まっている 2. 決まっていない

②担当者が所属する主管部局の分野について、下記の中からもっとも当てはまると思われる分野を選んで下さい。(1つだけ○をつけてください)

1. 生活保護分野
2. 地域福祉分野
3. 高齢福祉分野
4. 児童福祉分野
5. 障害者支援分野
6. 雇用・労働分野
7. 住民相談分野
8. 被災者支援分野
9. その他の分野 ()
10. 1～9の複数分野との共管
11. 決まっていない
12. わからない

2. 生活困窮者自立支援制度の実施状況

(1) 貴自治体内における都道府県が設置する自立相談支援機関(相談窓口)の設置状況

※貴自治体を管轄する自立相談支援機関で、常設の相談窓口についてのみお答えください。(出張相談会や自立相談支援機関へのつなぎ・連絡調整のみを主な役割とする町村窓口を除く)

1. 自立相談支援機関(相談窓口)が設置されている → ()カ所
2. 貴自治体内には自立相談支援機関(相談窓口)が設置されていない
3. わからない

(2) 上記(1)で「2. 貴自治体内には自立相談支援機関(相談窓口)が設置されていない」と回答した方にお聞きします。

①改正生活困窮者自立支援法(以下、「改正法」)第11条に規定される「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を実施していますか。

1. 実施している
2. 現在は実施していないが、今後実施予定
3. 実施しておらず、当面実施予定はない
4. わからない

②「1. 実施している」「2. 現在は実施していないが、今後実施予定」と回答した方にお聞きします。

②事業開始時期と、主な対応窓口についてお答えください(予定を含む)。

開始時期	主な対応窓口
1. 平成30年10月1日(改正法施行)以前	1. 町村役場
2. 平成30年10月1日～平成31年3月	2. 町村社協
3. 平成31(令和元)年度	3. その他
4. 令和2年12月まで	()
5. 令和3年1～3月	
6. 令和3年度以降	

II. 生活困窮者に対する一次的な相談等の実施状況

1. 生活困窮者に対する一次的な相談事業の実施状況

※前頁「I」の2の(2)①で「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を「1. 実施している」「2. 現在は実施していないが、今後実施予定」の自治体のみ回答

※「3. 実施しておらず、当面実施予定はない」「4. わからない」自治体は、P5「II」の2へ

(1) 貴町村において把握している生活困窮者等からの相談のうち、特に多いもの3つに○をつけてください。

1. 病気や健康、障害のこと 9. 地域との関係について
2. 住まいについて 10. 家族との関係について
3. 収入・生活費のこと 11. 子育てのこと
4. 家賃やローンの支払いのこと 12. 介護のこと
5. 税金や公共料金等の支払いについて 13. ひきこもり・不登校
6. 債務について 14. DV・虐待
7. 仕事探し、就職について 15. 食べるものがない
8. 仕事上の不安やトラブル 16. その他 ()

(2) 事業開始当初から現在にかけて、貴町村が一次窓口となり把握した生活困窮者等からの相談のうち、自立相談支援事業等の利用に至る件数は増えましたか。また、「1. 増えた」と回答した場合、利用が伸びる前後での取組内容の変化・工夫点などがあれば教えてください。

1. 増えた 2. 変わらない 3. 減った 4. 実績なし・わからない

利用が伸びる前後での取組内容の変化・工夫点など(自由記入)

(3) 自立相談支援事業等の利用につなぐ必要がある方に対して、貴町村ではどのような支援を行っていますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。また、そのうち「特に力をいれている取組」があれば、**最大3つまで**選んで○をつけてください。(予定を含む)

項目	真町村での支援内容 (あてはまるもの全てに○)	特に力を入れている取組 (最大3つまで○)
1	生活困窮者の早期発見・把握	
2	相談者からの要望・課題の聞き取り	
3	自立相談支援機関を含む他機関等の情報提供・助言	
4	自立相談支援機関等の利用申込の申請支援	
5	同行支援 (自立相談支援機関を含む関係機関等)	
6	緊急的な支援 (ライフラインへの対応等)	
7	食料支援 (フードバンクの活用等)	
8	訪問による相談支援	
9	就労支援	
10	社会とのつながりの構築等自立に向けた支援	
11	見守り・フォローアップ	
12	その他 ()	

2. 生活困窮者に対する一次的な相談事業の必要性について

※福祉事務所を設置していない町村における相談事業を「3. 実施しておらず、当面実施予定はない」

「4. わからない」自治体のみ回答

(1) 貴自治体内において、自立相談支援機関等が対応すべきと考えられる住民からの相談に、どのように対応していますか。(あてはまるもの全てに○をつけてください)

1.	管轄する自立相談支援機関を案内
2.	定期的な巡回相談や出張相談会の開催
3.	町村役場が一次的な窓口として対応 (※改正法「町村における相談事業」は未実施)
4.	町村社協が一次的な窓口として対応 (※改正法「町村における相談事業」は未実施)
5.	その他 ()
6.	特に対応していない
7.	自立相談支援機関が対応すべき対象者像がわからない

(2) 住民に身近な町村において、生活困窮者等に対する一次的な相談等 (福祉事務所を設置していない町村における相談事業) を実施する必要性を感じていますか。(1つだけ○)

- | | |
|----|---------------|
| 1. | とても必要性を感じている |
| 2. | まあまあ必要性を感じている |
| 3. | あまり必要性を感じていない |
| 4. | 全く必要性を感じていない |
| 5. | わからない |

【具体的な理由】(※上記で「1」～「4」と回答した理由をお答えください)

※ここからは全員にお尋ねします。

3. 町村における生活困窮者の一次相談の実施上の課題

(1) 町村における生活困窮者の一次相談の実施上の課題として、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----|--|
| 1. | 身近な町村で生活困窮に関する一次的な相談に対応していることの周知が広まらない |
| 2. | 地域内での生活困窮者・世帯等の把握が不十分・ニーズを掴めていない |
| 3. | 町村役場内での生活困窮者等への支援の必要性に関する理解や連携が進んでいない |
| 4. | 生活困窮者等の相談対応に関する地域の関係機関・関係者の理解が不足している |
| 5. | 早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分 |
| 6. | 生活困窮者等の支援に関する専門スキルやノウハウを持った人員を確保することが困難 |
| 7. | 生活困窮者等の支援に関わる人材の育成 (スキルやノウハウの向上) ができていない |
| 8. | 困難ケースに対応することができず人員・体制が不十分 |
| 9. | 一次的な相談対応を行う上での関係機関との連携・役割分担ができていない |
| 10. | 一次的な相談対応を行う上での社会資源 (緊急的な支援等) が不足 |
| 11. | 自立相談支援機関につないだ後、継続的な支援を行うための体制・連携ができていない |
| 12. | 生活困窮者支援に関する関連施策や他自治体の取組等の情報を収集できていない |
| 13. | 都道府県設置の自立相談支援機関が遠方のため利用 (紹介) しづらい |
| 14. | 町村において自立相談支援機関につながるかどうかの判断がうまくできていない |
| 15. | 地域性として潜在的に課題を抱えているにもかかわらず外に出さない傾向があるため相談に至りにくい |
| 16. | その他 () |
| 17. | 特に課題はない |
| 18. | わからない |

Ⅲ. 法改正事項に係る取組状況

1. 基本理念・定義の明確化について

(1) 基本理念及び生活困窮者の定義
改正された生活困窮者自立支援法（以下「改正法」）により、基本理念及び生活困窮者の定義の明確化が図られ、法の対象者については「就労の状況、心身の状況、地域の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなると認められる者」と、生活困窮に至る背景事情が明示されました（法第3条関係）。

こうした基本理念や生活困窮者の定義の明確化を受け、貴町村における次のような取組の実施状況としてあてはまるものに○をつけてください。

	1. 改正法以前から取り組んでいた（取り組んでいる）	2. 改正法から取り組んでいない	3. 改正法以後も取り組んでいる
①対象者像を把握するための各種調査・統計の整理や、潜在的なニーズ把握調査	1	2	3
②法に基づく支援（制度）の周知・広報活動	1	2	3
③生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するための関係機関との連携強化に向けた取組	1	2	3
④その他（ ）	1	2	3

2. 自立相談支援事業等の利用動向について

(1) 改正法では、自立相談支援事業等の実施自治体の各部署（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の「利用動向」を行うことが努力義務とされました（第8条関係）。

貴町村では、このような改正事項についてご存じですか。（あてはまるもの1つに○）

1. 知っている	2. 知らなかった
----------	-----------

(2) 前頁2の(1)で、「1. 知っている」と回答した方にお聞きます。

貴町村では、管轄する自立相談支援機関等の「利用動向」に向けて、庁内関係部署との連携強化のための取組を実施していますか。法改正（平成30年10月1日施行）の前と後のそれぞれで、実施している項目について○をつけてください。（あてはまるもの全てに○）

項目	法改正前 H30.10.1以前	法改正後 H30.10.1以降
1 関係部局に対し制度（法改正）の趣旨や概要等を個別に説明・紹介依頼		
2 関係部局に対し、定期的な会議・連絡会・研修などにおいて、制度（法改正）の趣旨や概要を紹介・情報提供		
3 対応マニュアルや手引き、円滑なつながりを実現するためのシート等の作成・配布		
4 その他（ ）		
5 特に実施していない		

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体（支援会議）について

(1) 改正法においては、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うため、関係機関等を構成員とする会議体（「支援会議」という）の設置を可能とし、構成員に対し守秘義務をかけることにより、構成員同士が安心して情報の交換をできるようにしました。（第9条、第28条関係）

貴町村では、このような改正事項・会議体についてご存じですか。（あてはまるもの1つに○）

1. 知っている	2. 知らなかった
----------	-----------

(2) 上記(1)で、「1. 知っている」と回答した方にお聞きます。

貴町村では、管轄する自立相談支援機関等が設置する「支援会議」に参加したことがありますか。

1. 「支援会議」が設置されており、参加したことがある
2. 「支援会議」が設置されているが、参加したことはない
3. 「支援会議」が設置されていない
4. わからない

4. 「子どもの学習・生活支援事業」について

(1) 改正法において、任意事業のひとつである「子どもの学習・生活支援事業」は、これまでの学習支援（※）に加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労（進路選択等）に関する情報提供や助言を行う「生活支援」が加わり、強化されました。（平成31年4月1日施行）

（※）日々の学習習慣の習慣づけや授業等のフォローアップ等、学習の援助を行う事業）

①貴町村では、このような改正事項・事業内容についてご存じですか。（あてはまるもの1つに○）

1. 知っている	2. 知らなかった
----------	-----------

②貴町村を管轄する都道府県では、「子どもの学習・生活支援事業」を実施していますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 実施している	2. 実施していない	3. 把握していない
-----------	------------	------------

<以下③は、上記②で、「1. 実施している」と回答した方にお聞きします。>

③貴町村内に、「学習支援」の教室や「生活支援」の居場所・相談等の会場がありますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「学習支援」教室が設置されている	→ () カ所
2. 「生活支援」の居場所・相談等の会場が設置されている	→ () カ所
3. 「学習支援」の教室や「生活支援」の居場所・会場等が設置されていない	
4. わからない	

<以下は、全員にお尋ねします>

(2) 貴町村では、「子どもの学習・生活支援事業」による支援ニーズはありますか。

1. ある	2. ない	3. わからない
-------	-------	----------

(3) 上記(2)で支援ニーズが「1. ある」と回答した場合、具体的にどのような支援があれば(もしくは充実すれば)よいとお考えですか。次の選択肢1～13のうち、**特に必要と思われる支援内容を3つまで**選んでください。

【主に子どもに対する取組】	【主に保護者に対する取組】
1. 学習支援	9. 保護者向け相談会・講座・交流会の開催
2. 居場所の提供・相談等(※1)	10. 電話やメールによる個別相談
3. 家庭訪問での相談支援・助言(※2)	11. 家庭訪問による対面相談・助言
4. 体験活動・ボランティア活動等(※3)	12. 進学に必要な公的支援等の情報提供
5. 企業見学・職業体験	
6. 大学等学校見学	
7. 高校生世代に対する支援(※4)	
8. 小学生や就学前児童に対する学習支援や生活習慣の改善等の支援	
【その他の取組】	
13. 上記1～12以外の取組 (具体的に)	

(※1) 日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供や相談支援等
 (※2) 学習教室を開かず、訪問で勉強のみ教えているものは除く。家庭訪問により、勉強を教えるだけでなく、個別の進路相談や学習教室への参加促進、日常生活習慣の形成、社会性の育成等の助言
 (※3) 居場所づくりの場における調理実習、キャンプでの集団生活や自炊体験、職業体験、スポーツレクリエーション、年中行事体験や福祉施設への訪問、地域行事やボランティア活動への参加等
 (※4) 高校生や高校中退者、中学既卒者などの高校生世代に対して、学習面に加え、進路選択に関する相談支援などの社会面・生活面の向上のための支援

5. 「地域居住支援事業」の実施状況について

(1) 改正法において、任意事業のひとつである「地域居住支援事業」は、これまでの一時生活支援事業(※)を拡充し、「①シェルター等を利用していった人」、「②居住に困難を抱える人によって地域社会から孤立している人」を対象として、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援(「地域居住支援事業」)を追加することにより、居住支援が強化されました。(平成31年4月1日施行)

(※シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供)

①貴町村では、このような改正事項・事業内容についてご存じですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 知っている	2. 知らなかった
----------	-----------

②貴町村を管轄する都道府県では、「一時生活支援事業」「地域居住支援事業」を実施していますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 一時生活支援事業のみ実施している
2. 一時生活支援事業と地域居住支援事業とも実施している
3. いずれも実施していない
4. 把握していない

<以下③は、上記②で、「1. 一時生活支援事業のみ実施している」「2. 一時生活支援事業と地域居住支援事業とも実施している」と回答した方にお聞きします。>

③貴町村内に、一時生活支援事業による以下の施設はありますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 自立支援センターが設置されている	→ () カ所
2. 施設方式シェルターが設置されている	→ () カ所
3. 借り上げ方式シェルターが設置されている	→ () カ所
4. 一時生活支援事業による施設等が設置されていない	
5. わからない	

<以下は、全員にお尋ねします>

(2) 貴町村では、一時生活支援事業や地域居住支援事業による支援ニーズはありますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 「一時生活支援事業」のみニーズがある
2. 「一時生活支援事業」と「地域居住支援事業」ともニーズがある
3. ニーズはない
4. わからない

(3) 一時生活支援事業の利用者が、これまでの宿泊場所（借り上げシェアター、自立支援センター）から退所する際や、一時生活支援事業の利用者でなくとも、低所得者の居住について低家賃の住宅が少なく、高齢者や低所得者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向がある中で、地域に住まいを確保するためハード面・ソフト面の支援が重要と考えられます。

貴町村において、居住に困難を抱える方を地域で支えるために具体的に連携することができる、活用可能な社会資源はありますか。（あてはまるもの全てに○）

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 1. 庁内の住宅部局 | 6. 旅館・ホテル |
| 2. 居住支援協議会 | 7. 医療機関（MSW等） |
| 3. 居住支援法人 | 8. サロン・居場所等 |
| 4. 不動産業者 | 9. 地域住民 |
| 5. 大家 | 10. その他（ ） |

ご協力ありがとうございました。

12月21日（月）までにご返送ください。

令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

**生活困窮者自立支援制度の実施状況
の把握・分析等に関する調査研究事業
報告書**

令和3年3月発行

発行 一般社団法人北海道総合研究調査会

〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1-1 毎日札幌会館3階

TEL : 011-222-3669 FAX : 011-222-4105

東京事務所／〒105-0003 東京都港区新橋6丁目20番1号 ル・グラシエル BLDG.1 5階

TEL : 03-5472-7337 FAX : 03-5472-8330